

大分県 豊後大野市

豊後大野市 都市計画マスタープラン



令和4年3月

【目 次】

第1章 都市計画マスタープランとは	1
1. 都市計画マスタープランの背景と目的	1
1-1 都市計画マスタープラン策定の背景	1
1-2 都市計画マスタープランの目的と役割	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 豊後大野市都市計画マスタープランの対象範囲と計画期間	4
3-1 対象範囲	4
3-2 計画期間	4
4. 計画改定の流れと取り組み	5
4-1 計画改定の流れ	5
第2章 豊後大野市の現況	6
1. 豊後大野市の現況	6
1-1 都市の成り立ち	6
1-2 歴史的・自然的条件	6
1-3 社会的条件	7
1-4 都市計画区域の状況	9
第3章 まちの将来像	10
1. まちの将来像	10
2. まちづくりの大綱	10
3. まちづくりの目標	11
4. 将来都市構造	16
4-1 集約・連携型都市構造の形成	16
4-2 ゾーン・拠点・都市軸の整備方針	17
第4章 まちづくりの分野別方針	21
1. 土地利用の方針	21
1-1 都市計画区域内の土地利用の方針	22
1-2 都市計画区域外における都市的土地利用の方針	24
2. 都市施設整備等の方針	26
2-1 道路・交通施設整備の方針	26
2-2 公園・緑地整備の方針	31
2-3 河川及び上下水道整備の方針	35
2-4 処理関連施設整備の方針	37
3. 景観形成の方針	38
4. 都市防災の方針	41

第5章 地域別構想44

1. 地域別構想の役割と地域区分	44
1-1 地域別構想の概要と役割	44
1-2 地域区分の設定	44
2. 地域別構想	45
2-1 三重地域	45
2-2 清川地域	50
2-3 緒方地域	55
2-4 朝地地域	60
2-5 大野地域	65
2-6 千歳地域	70
2-7 犬飼地域	75

第6章 計画の実現化に向けて80

1. 協働のための仕組みづくり	80
1-1 主体の役割	80
1-2 行政としての総合力の発揮	81
1-3 市民が主体となったまちづくり活動の実践	82
2. 実現化に向けた取り組み	84
2-1 短期的な取り組み	84
2-2 中長期的な取り組み	84
3. 実現に向けた手法	85
3-1 土地利用における都市計画の手法の活用	85
3-2 個性的な景観づくりのための自主的なルールを活用	87
4. 施策の進行管理	88
4-1 PDCA サイクルによる進行管理	88

参考資料 用語集89

第1章 都市計画マスタープランとは



1. 都市計画マスタープランの背景と目的

1-1 都市計画マスタープラン策定の背景と目的

「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（以下「都市計画マスタープラン」という。）は、平成4（1992）年の都市計画法の改正により創設されました。

都市計画マスタープランは、市町村の具体的な都市計画に対して基本的な方向性を示す役割を担っています。

また、都市計画マスタープランは、市民に最も近い立場にある市がまちづくりの課題に対応しつつ、市民の意見を反映させながらまちづくりの具体的な将来像を確立し、地域別のあるべき市街地像、課題に対応した整備方針、都市生活・経済活動などを支える諸施設の計画などを定めるものです。

今日、我が国は成熟した「都市型社会」の時代を迎えようとしており、その課題も中心市街地の停滞や産業構造の変化への対応、コンパクトな都市の実現、安全・安心なまちづくりなど多様化しています。このため、本市においても時代潮流や社会情勢の変化による都市計画の課題に対応すべく、市域全体を対象とした新たな都市計画マスタープランを策定することとしました。

なお、本計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想（第2次豊後大野市総合計画）並びに、大分県が広域的な観点から定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン」という。令和3（2021）年3月策定。）に即することとされています。（都市計画法第18条の2）

1-2 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、都市の将来像や都市整備の基本的な方針を示す計画であり、具体的な事業の内容などを示すものではありません。

市民・事業者・行政などが目指す将来ビジョンを共有し、また、協働によるまちづくりを進めることを目標として、これを実現する手法の一つである都市計画（土地利用にかかわる規制・誘導、都市施設にかかわる事業など）の総合的な指針として定めるものです。

今後、土地利用規制・誘導や都市施設の整備などの都市計画の具体的な各施策は、この指針に基づいて実施していくことになります。

都市計画マスタープランの果たす主な役割は、次のとおりです。

（１）都市の将来像の明示

- ・本市全体及び日常の生活圏を基本とした地域別の将来像を示し、市民、事業者、行政など、多様な主体が共有するまちづくりの目標を設定します。

（２）豊後大野市が定める都市計画の方針

- ・将来像を実現する手法の一つとして、本市の定める都市計画の決定・変更の方針を示します。

（３）都市計画の総合性・一体性の確保

- ・本市においては、三重町以外の各地域（清川、緒方、朝地、大野、千歳、犬飼）では都市計画区域が指定されていませんが、豊後大野市全体を都市計画の対象としてとらえた目標及び方針を定め、まちづくりの総合性・一体性の確保を図ります。

（４）市民の理解・具体の都市計画の合意形成の円滑化

- ・市民を含めた多様な主体が都市の課題や方向性について合意し、そのことにより具体の都市計画の決定・実現が円滑に進むことが期待できます。

2. 計画の位置づけ

豊後大野市都市計画マスタープランは、第2次豊後大野市総合計画、大分県が策定するP1都市計画区域マスタープランに即し、本市の特徴・特性を活かした都市計画の方針を示すものです。

＜大分県の計画＞

（三重都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）
三重都市計画区域マスタープラン

即す

＜豊後大野市の計画＞

第2次豊後大野市総合計画

即す

即す

豊後大野市都市計画マスタープラン

市町村の都市計画に関する基本的な方針
（都市計画法第18条の2）

豊後大野市立地適正化計画

- ※都市計画マスタープランの一部とみなされる
（都市再生特別措置法第82条）
- ※将来の都市像を実現化するための実現方策
（アクションプラン）

整合

第2期豊後大野市
まち・ひと・しごと創生総合戦略

連携

＜関連する主な計画＞

- | | |
|-----------|--------------|
| ●地域公共交通計画 | ●公共施設等総合管理計画 |
| ●景観計画 | ●農業振興計画 |
| ●空家等対策計画 | ●地域防災計画 |
| | 等 |

3. 豊後大野市都市計画マスタープランの対象範囲と計画期間

3-1 対象範囲

まちづくりのための計画である都市計画マスタープランは、市街地のみならず、市域全体にわたる農地、森林、自然環境などの土地利用のあり方を検討し、広域的かつ総合的なまちづくりを進めることが重要であることから、本市の行政区域全体（603.36 k m²）を対象に策定します。

3-2 計画期間

都市計画マスタープランは、おおむね 10 年～20 年後の都市の将来像を展望し、具体の整備についてはおおむね 20 年後の目標を設定します。ただし、他の上位・関連計画と期間を合わせていくことも考えられるため、基本的には自由に設定できるものです。

本計画の計画期間は、計画初年次である令和 3（2021）年から令和 22（2040）年を目標期間とした計画とします。

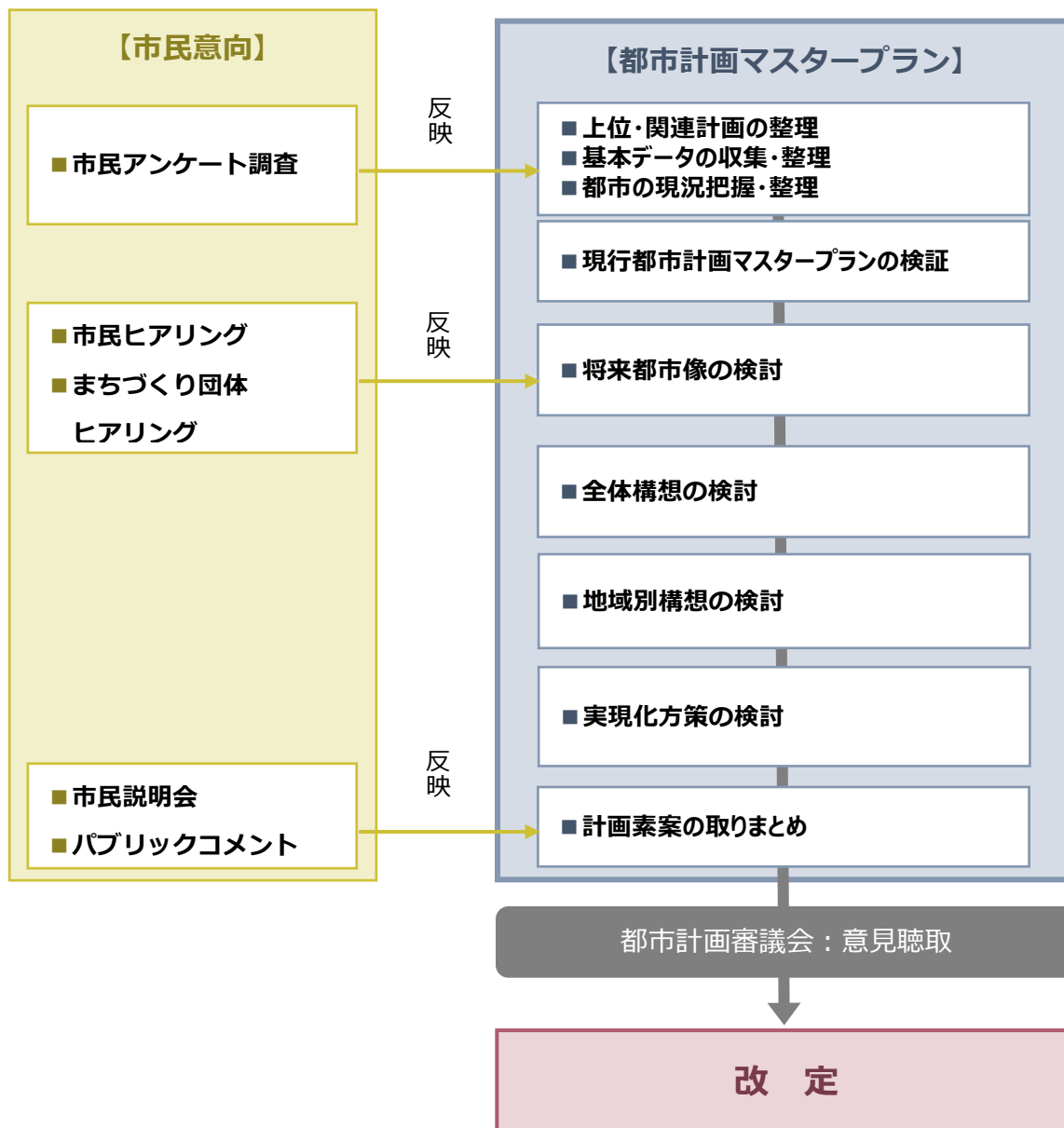
【計画の目標年次】

令和 22（2040）年

4. 計画改定の流れと取り組み

4-1 計画改定の流れ

本計画の改定の流れを下図に示します。



第2章 豊後大野市の現況



1. 豊後大野市の現況

1-1 都市の成り立ち

(1) 位置・地勢

- 本市は、大分県の南西部、大野川の中・上流域に位置し、東部は大峠山、佩楯山、西部は阿蘇外輪山の裾野、北部は神角寺・鎧ヶ岳、南は祖母・傾山の山々に囲まれた盆地状をなしています。
- 本市は、神角寺芹川県立自然公園、祖母傾県立自然公園、祖母傾国定公園に囲まれており、市域の総面積は603.14km²で、県内の市町村で3番目の広さです。

(2) 沿革

- 本市は、平成17(2005)年3月31日、三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村、犬飼町の5町2村が合併し誕生しました。

(3) 広域的位置づけ

- 本市は、県内屈指の畑作地帯であり、農業が盛んな地域です。豊かな農地と自然環境を背景に、本市の他、竹田市・臼杵市からなる豊肥圏域の中心都市の一つとして発展してきました。今後、中九州横断道路の整備により大分・熊本の2都市を結ぶ交通の要衝となり、沿線地域の交流連携を促進する役割を担うことが期待されます。

1-2 歴史的・自然的条件

(1) 歴史・文化的条件

- 本市の文化財は、国、県、市指定あわせて507件あり、そのうち国指定・登録が23件、県指定・選択が95件となっています。
- 特徴ある地質や自然遺産、文化遺産など23箇所をジオサイトとして地域の教育資源や観光資源として活用しています。

(2) 自然的条件

- 本市の気象の過去30年間をみると、犬飼では日平均気温が13.8~16.3℃であり平均値は15.2℃、年間降水量は927~2,966mmであり、平均値としては1,798mmとなっています。
- 本市の南部は、1,000mを超える山岳が連なり、ブナ、ツガ、カシなどの自然林が広がっています。ニホンカモシカの生息南限地帯とされているなど多様な生物の生息・生育域となっています。
- 盆地一帯は、阿蘇山由来の噴出物でできた台地に幾筋もの河川によって谷が刻まれた複雑な地形となっています。河川や溪谷沿いの斜面は、アラカシ林など郷土の特徴的な景観を見せている一方、豪雨などに伴って崩壊しやすい特性から防災面での懸念があります。

1-3 社会的条件

(1) 人口など

- 平成 27（2015）年の国勢調査による本市の総人口は 36,584 人であり、昭和 55（1980）年より約 1.5 万人減少しています。
- 昭和 40（1965）年以降の人口の推移を合併前の町村別にみると、減少傾向の中でも三重町は市全体に比べ減少幅が抑えられており、千歳村、犬飼町は市全体とほぼ同程度の減少具合となっています。また、清川村、大野町、緒方町、朝地町は、市全体に比べ減少度が大きくなっており、特に緒方町、朝地町は、大きく減少しています。
- 国立社会保障・人口問題研究所によると、令和 47（2065）年の本市の人口は 13,874 人（平成 27（2015）年比 62.1%減）に減少すると推計されています。
- 豊後大野市総合戦略（豊後大野市人口ビジョン）においては、自然動態・社会動態の目標を達成することにより、合計特殊出生率の改善と人口の流入・流出抑制がなされれば、令和 47（2065）年の人口は 20,609 人と推計され、社人研推計値と比較して 6,735 人の増加が見込まれるとしています。

(2) 産業

- 平成 27（2015）年の国勢調査による産業別の従業者数の構成は、第一次産業が 20.8%、第二次産業が 18.4%、第三次産業が 58.9%、（分類不能が 1.9%）となっています。
- 平成 28（2016）年の経済センサスによる商業の従業者数は 2,515 人となっており、昭和 60（1985）年の 3,085 人をピークに減少が続き、平成 24（2012）年以降は、ほぼ横ばいとなっています。
- 工業統計による製造業の状況について製造品出荷額、事業所数、従業者数の推移をみると、製造品出荷額、事業所数、従業者数ともに平成 26（2014）年まで減少傾向にありましたが、平成 26（2014）年以降は、ほぼ横ばいとなっており、平成 30（2018）年では製造品出荷額が 33,709,900 千円、事業所数が 49、従業者数が 1,538 人となっています。

(3) 交通

- 本市の通勤・通学時の利用交通手段は、平成 22（2010）年時点において、全体として自家用車が約 77.9%と最も多く、占める割合では平成 12（2000）年から平成 22（2010）年にかけて乗合バス、オートバイ、自転車が大きく減少し、自家用車が増えています。
- 本市においては、路線バス、コミュニティバス、あいのりタクシー以外にもスクールバスや病院送迎など多様な交通モードが運行されています。
- 路線バス利用者は、年々減少しています。昨年は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出制限や、バスをはじめとした公共交通機関の利用を控える状況が市内でもみられ、令和 2（2020）年度中の利用者数は、前年度比 78.2%と非常に厳しい状況です。
- コミュニティバスは、平成 26（2014）年度の 35,938 人をピークに、毎年約 7%利用者が減少しています。昨年 1 年間の利用者は、20,636 人とピーク時の 57.4%まで落ち込んでいます。
- あいのりタクシーについても、平成 28（2016）年度の 4,906 人をピークに毎年約 8%利用者が減少しています。令和 2（2020）年度の年間利用者は、3,195 人とピーク時の 65.1%まで落ち込んでいる状況です。

（４）土地利用動向

- 本市の土地利用別面積の構成を地目別にみると、山林が約 70%と最も多く、次いでその他（公共施設や道路など）が約 14%、耕地（田）が約 7%の順となっています。宅地の占める割合は、約 1.8%と少なくなっています。
- 平成 28（2016）年度の都市計画基礎調査によると、平成 21（2009）年度から平成 27（2015）年度の都市計画区域内の開発行為は 9 件であり、その分布をみると用途地域内の国道 326 号沿道に集中しています。
- 本市の平成 23（2011）年度から平成 30（2018）年度の新築着工件数は、増減はあるものの 130～160 件前後で推移しており、類似都市の中でも大きな増減は少ない傾向にあります。

（５）都市施設の整備状況

- 本市の都市計画道路の改良率は、令和 2（2020）年度末現在 48.4%となっています。
- 令和 2（2020）年度末時点において、本市の計画決定している都市公園は、6 箇所 16.9ha で、このうち 15.9ha が供用開始しており、面積ベースでの整備率は 94.1%となっています。
- 本市の上水道の普及率は、令和元（2019）年において 75.6%と徐々に向上しています。
- 下水道の普及率は、令和元（2019）年において 62.4%となっており、特に平成 27（2015）年以降、堅調に向上しています。

（６）都市防災

- 本市内で河川氾濫による浸水が想定される区域は、大野川の犬飼支所周辺及び千歳町と三重町の境界部、茜川の千歳支所周辺、三重川の市役所本庁付近、平井川の旧朝地支所付近などに分布しています。
- 本市の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定は、国・県道の沿道に多く分布しており、特に三重町の（主）三重弥生線、犬飼町の（一）中土師犬飼線、清川町の（主）宇目清川線及び（一）中津留轟牧口停車場線、緒方町の（主）緒方高千穂線、大野町の（主）三重野津原線、朝地支所付近の国道 442 号などの沿道に土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が多数指定されています。
- 本市の避難所は、51 箇所指定されており、うち緊急避難場所などが 31 箇所（うち指定避難所が 28 箇所）指定されており、福祉避難所が 20 箇所において協定締結されています。

（７）景観特性

- 本市の景観は、約 9 万年前の阿蘇火砕流によって形成された地形によるものが多く、ジオパークの認定、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの登録により、広く認識されるようになった地質的な特徴が、地域の景観の特性を形作っています。

(8) 観光

- 本市の観光資源は、おおいた豊後大野ジオパークに代表される自然景観のほか、拠点となる道の駅、歴史資源や伝統芸能など様々であり、JR 朝地駅を起点とした九州オルレの「奥豊後コース」も人気が高くなっています。
- 豊後大野市観光振興ビジョン策定時の GAP 調査（平成 28（2016）年 7 月）において、本市の観光資源については、認知度に比べ興味度（来訪意向）が高い結果となっており、特に類似都市における地域資源の興味度（来訪意向）と比べても高い結果が出ています。

1-4 都市計画区域の状況

- 平成 28（2016）年の都市計画基礎調査では、三重町に都市計画区域（約 1,716ha）が指定されており、その区域内に用途地域（約 263ha）が設定されています。
- 平成 27（2015）年では三重都市計画区域の人口は 14,015 人で、市全域の人口の約 38.3%が集積しています。

第3章 まちの将来像



1. まちの将来像

豊後大野市都市計画マスタープランは、第2次豊後大野市総合計画に即した計画とするため、まちの将来像は、第2次豊後大野市総合計画で定めた将来像『人も自然もシアワセなまち』とします。

人も自然もシアワセなまち

2. まちづくりの大綱

まちの将来像を実現するためのまちづくりの大綱についても、第2次豊後大野市総合計画を踏襲するため、第2次豊後大野市総合計画で定めた大綱『育ち合い、行動する、市民参画によるコミュニティづくり』とします。

育ち合い、行動する、市民参画によるコミュニティづくり

3. まちづくりの目標

「まちの将来像」、「まちづくりの大綱」を踏まえ、将来のまちづくりに向けた目標を次のように設定します。

【まちの将来像】

人も自然もシアワセなまち

【まちづくりの大綱】

育ち合い、行動する、市民参画によるコミュニティづくり

【まちづくりの目標】

(1)人と自然が共生できるまちづくり【環境】

おおいた豊後大野ジオパークや祖母・傾・大崩ユネスコエコパークに象徴される豊かな自然と共生しつつ未来に残し伝えるとともに、地域特性を活かした土地利用や景観の形成がなされ、自然災害などから人や地域を守る備えができた、やすらぎを実感できるまちづくりを目指します。

(2)誰もが豊かな暮らしと安心を実感できるまちづくり【くらし】

子どもから高齢者まで、身近な地域で生涯安心して暮らすことができるよう、集約・連携型都市構造の実現により居住環境の向上、地域コミュニティの維持を図るとともに、豊後大野特有の歴史・文化を大切にしながら、その魅力を広く発信することで、心の豊かさを感じられるまちづくりを目指します。

(3)身近な地域ではたらくことのできるまちづくり【しごと】

豊肥圏の拠点都市としての立地特性を活かし、企業ニーズに的確に対応できる立地環境の整備を図るとともに、市内の各地域が役割分担しながら相互に連携・交流を進め、農商工観の連携による力強い産業を確立し、職住近接の多様なライフスタイルを実現できるまちづくりを目指します。

(4)ともに築くわたしたちのまちづくり【ひと】

市民一人ひとり、市民団体相互が信頼関係を築き、それぞれの立場で行政との協働・まちづくりへの参画を進めることにより、市民が主役となった自立性の高い、個性豊かなまちづくりを目指します。

（１）水と緑豊かな自然環境が保全されたまちづくり

- おおいた豊後大野ジオパークや祖母・傾・大崩ユネスコエコパークなどに象徴される貴重な自然を保全するとともに、水循環・生態系などに配慮した土地利用、公園・緑地、河川・生活排水処理施設などの都市施設整備、都市環境整備・改善を進め、水と緑豊かな自然環境を守り育てるまちづくりを目指します。

（２）豊後大野らしい美しく個性ある景観を形成するまちづくり

- 本市を取り囲む山々や雄大に流れる河川などの自然景観の保全や、仏教遺跡や棚田、水路などの歴史的・文化的資源を活かした景観形成、美しい中心市街地や住宅地などの魅力ある市街地景観の創出など、豊後大野市らしい美しく個性ある景観づくりを目指します。

（３）環境にやさしいまちづくり

- 地球温暖化や資源の枯渇など地球規模の環境・エネルギー問題の深刻化に対応するため、自然環境を活用したグリーンインフラの推進や省資源・循環型の社会の実現に向けた取り組みを推進するとともに、環境への負荷の少ない交通体系の整備や環境に配慮した施設整備を行うなど、環境と共生するまちの形成を目指します。

(1) 集約・連携型都市構造のまちづくり

- 人口減少・超高齢社会の到来に向けて、都市全体としての暮らしやすさの向上を図るとともに、将来に過剰な負担をかけない持続的な発展が可能なまちづくりを進めます。
- 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づき、都市機能や居住を適正に立地誘導する「集約型都市構造」の形成を進めるとともに、市域全体からみた都市機能や地域の拠点機能の役割分担と各拠点間が密接に結びついた「連携型都市構造」の形成を目指します。
- 三重地域の拠点においては、質が高く効率のよい生活支援サービスが受けられるよう、医療・福祉、教育・文化・芸術や商業などの様々な都市機能の整備・充実、人口定住の核となる住宅整備などを進め、中心市街地に活気があるまちを目指します。
- 各地域の拠点においては、日常生活を支える生活サービスが確保されるよう、駅周辺などにおいて必要な都市機能の整備・維持や既存の公共施設の有効活用などを進め、それぞれの地域に賑わいが生まれるまちを目指します。
- 三重地域の市街地及び各地域の拠点市街地においては、新たな都市施設整備が必要とならないよう、無秩序な市街地の拡大を抑制するとともに、既存市街地の再生・整備、空き家・空き地などの既存ストックの利活用を進め、できるだけコンパクトなまちづくりを目指します。
- 買物・通学・通院などの市民の日常生活を支える路線バスやコミュニティバスなど、多様な機関（モード）を組み合わせた公共交通ネットワークの充実を進め、誰もが快適に移動できるまちづくりを目指します。

(2) 安心・安全を守るまちづくり

- 水害や地震などの災害から市民の命や財産を守るため、治山・治水対策、既成市街地、集落地や主要公共施設などの建築物の不燃化、耐震化の促進と避難場所などの確保、危機管理体制の強化などを推進し、安全・安心に生活できる災害に強いまちづくりを目指します。
- また、災害時の緊急輸送や、避難場所などへの円滑な移動の確保に資する道路交通ネットワークの構築を目指します。
- 可能な限り、災害リスクの低い区域への居住や都市機能の誘導を図るとともに、災害リスクの高い区域における土地利用規制を検討するなど、災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくりを推進します。

(3) 便利で快適な生活環境が確保されたまちづくり

- 市民の暮らしを支える身近な生活道路の整備を進めるとともに、バリアフリー・ユニバーサルデザインに基づく整備や交通安全対策を進め、安全で快適なまちづくりを目指します。
- また、安全でおいしい上水道、地域の特性に応じた生活排水処理施設などの生活基盤が整備され、既存の公園やスポーツ施設などを有効活用した、人や環境にやさしい住みよいまちづくりを目指します。
- さらに、高度情報通信ネットワークの整備充実を図り、情報通信技術を市民が容易かつ多様に利活用できるまちづくりを目指します。

(1) 産業が発展する活気あるまちづくり

- 農林業が基幹産業として持続的に発展するとともに、農林業資源や自然・景観資源と広域交通ネットワークを活かした企業誘致を図り、観光・地域間交流がより活発化する、活力あるまちづくりを目指します。
- また、中心市街地や各地域の拠点となる中心的な地区（地域の拠点）における生活密着型の商業・サービス業が活性化し、便利で賑わいのあるまちづくりを目指します。

(2) 土地利用バランスのとれたまちづくり

- 現状の土地利用や今後の開発・整備の動向などを踏まえ、市域全体からみた各地域の特性や役割を明確にしたうえで、住宅地、商業地、工業地、農地、自然地などの土地利用の区分・ゾーニングや機能配置を調整し、地域特性を活かした土地利用を誘導することにより、魅力と個性のある、調和のとれたまちづくりを目指します。
- テレワークの進展などにより人々の生活スタイルが変化する中、居住の場、働く場、憩いの場、子育ての場といった複数の用途が融合した職住近接に対応し、市民の様々なニーズ、変化に柔軟に対応できるまちづくりを目指します。

(3) 交通ネットワークが整備されたまちづくり

- 本市は、県内第3位の広い面積の中に居住地や働く場所、都市機能などが分散していることから、市内各地域の交流・連携を促進し市域の一体性を高めるとともに、野菜や畜産物などに代表される農林業、製造業、観光業などの産業発展を支える基盤として、市内循環道路など、効率的な道路交通ネットワークが整備されたまちづくりを目指します。

（１）市民と行政の協働によるまちづくり

- 市民一人ひとりが都市づくり・地域のまちづくりに参画できる機会と場を増やすことにより、環境保全や防災、住環境の整備、公共施設の維持管理など、まちづくりのあらゆる場面において、市民と行政の協働を推進します。
- 地域のまちづくりに対する地域住民の主体的な参加と合意形成を促進するとともに、まちづくりの担い手の育成などを支援し、住民同士の協働による住環境の維持・保全活動など、自律的なまちづくりが活発に行われるよう努めます。
- 都市整備に必要な財源など、限られた行政経営資源の効果的な活用を図るため、真に必要な施策・事業の「選択」と「集中」を検討し、効率的なまちづくりを行います。
- 施策・事業の計画・実施にあたっては、市民の信頼と協力が得られるよう、情報の公開・提供に努めるとともに、計画プロセスへの市民参画機会が確保され、意思決定過程が透明化されたまちづくりを目指します。

（２）“新たな公”によるまちづくり

- 市民、事業者、行政、NPO、ボランティア組織など多様な主体が協働してまちづくりの担い手となる“新たな公”による活動を支援するために、様々なまちづくりに関わる組織の設立を促すとともに、これらのリーダーとなるまちづくりの担い手の育成を進めます。
- 公園などの都市施設管理においては、公募設置管理制度（Park-PFI）など、民間の資金、技術、経験などを活かした多様な主体によるまちづくりの推進方策を検討します。

4. 将来都市構造

4-1 集約・連携型都市構造の形成

本市の都市構造は、まちづくりの目標を実現し、市域の均衡ある発展を図る観点から、市民生活を支える拠点の充実と連携を基本とした「集約・連携型都市構造」の形成を目指します。

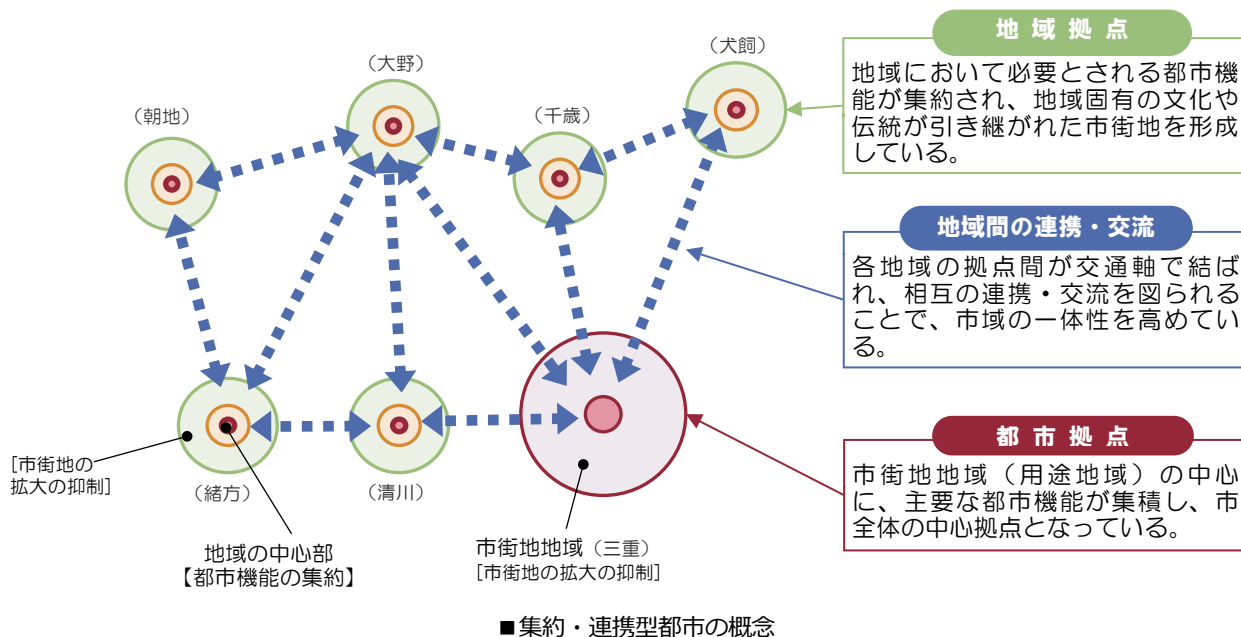
本市の主要な都市機能は、三重地域の市街地に集積していますが、清川、緒方、朝地、大野、千歳、犬飼の各支所周辺は、それぞれの地域において必要な都市機能を備え、中心的な役割を果たしてきました。また、地域間流動は、国勢調査や買物動向調査などの結果より、三重地域と他の地域間の結びつきが強くなっています。

このことを踏まえ、本市が目指す集約・連携型都市構造は、三重地域の市街地を中心としたエリアを本市の「都市拠点」として、清川、緒方、朝地、大野、千歳、犬飼の各支所周辺地域を「地域拠点」と位置づけ、それぞれが個性ある機能分担を図りながら、連携し合う交流ネットワークの構築を進め、市域全体での魅力と活力あるまちづくりを進めます。

集約・連携型都市のまちづくりが実現した将来の姿は、次のように想定します。

●集約：地域の中心に生活を支える機能が整っており、自立した個性ある地域となっている。 - 各地域には、まとまりのある市街地と豊かな自然・田園がある。 - 各地域には、地域住民の日常生活を支える「中心」となる場や機能がある。 - 地域の特色ある産業、固有の文化や伝統が引き継がれている。	●連携：地域が互いに連携しあい活力や賑わいが維持されている。 - 各地域が利便性の高い交通でネットワークされている。 - 地域の資源が活かされ、暮らし、産業、観光など多様な交流が育まれている。 - 地域の特性、資源を有効に活かしたまちづくりが行われている。	●共生・協働：人や環境にやさしく、地域や市民主体のまちづくりが行われている。 - 高齢者や障がい者も含めて暮らしやすい。 - 地域環境に負荷をかけない。 - 多様なまちづくりの担い手が生まれ、様々な活動に取り組んでいる。
--	--	--

将来都市構造：集約・連携型都市構造



4-2 ゾーン・拠点・都市軸の整備方針

地方分権が進展する中で、地方都市の自立性・主体性がますます求められ、都市間・地域間競争も一層激しくなり、個性あるまちづくりが重要となっています。これらに対応するには、これまでのような旧町村を範囲とした施策の連結では限界があり、今後は広域的観点から、それぞれの地域特性を活かしながら、市域全体としての機能分担と連携を基本とした土地利用計画、都市整備計画をもとに、まちづくりを行っていくことが重要です。

特に、地域の産業基盤整備や都市整備の経緯や特色、交通条件や資源の所在、空間の魅力要素などの地域特性を活かした土地利用ゾーニング及び特色ある地域の拠点づくりを行うことが必要であり、それによって市域全体としての魅力を高めることが可能になります。

そこで、本市の将来都市構造について、土地利用の基本的な枠組みを示す“ゾーン”、生活や生産活動などの中心として様々な都市機能が集積する“拠点”、他地域や各拠点ならびに自然景観などを結ぶ“都市軸”を構成要素として都市構造形成の方向を示します。

(1) ゾーン（土地利用の基本的な枠組み）

1) 市街地ゾーン（三重）

- 市街地ゾーンは、三重地域の用途地域が指定されている区域にあたり、官公庁施設や文化施設、商業・業務機能などが集積する商業・業務地を中心として、その周辺に住宅地、工業地などが集まり一体的な市街地を形成している地域です。
- ゾーン内に本市の主要な都市機能の集積を図り、拠点性を強化するとともに、都市的環境を備えた住宅市街地として、本市の定住化の核となる地域です。
- 市街地の拡大の抑制を基本とし、コンパクトで効率的な、魅力ある都市空間の形成を目指します。

2) 地域中心地ゾーン

- 地域中心地ゾーンは、市役所支所や従来の商店街及び学校や JR 駅などを中心に、その周辺に住宅地がまとまり、市街地を形成している地域です。
- 各旧町村地域における市民の生活利便を支える中心的な役割を強化するとともに、住環境の整備・向上を図り、地域における定住化の促進を図る地域です。

3) 田園集落地ゾーン

- 田園集落地ゾーンは、水田が広がる河川沿い平坦地や多様な畑作や果樹・工芸作物の栽培・畜産などが行われている台地上の地域で、農地と一体的となって多くの集落地が分布している地域です。
- このゾーンは、本市の基幹産業である農業を担う地域として、農地を有効利用し、高い生産性を維持していくとともに、地域に根づいた生活の場としての集落の維持・活性化、地域特性を活かした多様な産業の展開を図るなど、環境と産業、生活が調和した特色あるゾーン形成に努める地域です。
- 中九州横断道路のインターチェンジ周辺などの地区については、工業用地などを確保し積極的に企業誘致を図り、新たな産業拠点を形成することを検討します。

4) 山地丘陵地ゾーン

- 山地丘陵地ゾーンは、田園集落地を取り囲むように雄大で豊かな山地や丘陵地が広がる地域です。林業生産や水源かん養機能など森林の持つ多面的な機能を守り、美しい自然環境や景観、谷あいの農地の保全を図るとともに、山間部の小規模集落における生活の維持確保に努めます。
- 国定公園、県立公園などの雄大で豊かな自然環境を有する地域においては、貴重な植物など豊かな生態系を有する森林、溪流など、良好な自然環境を維持・保全しつつ、レクリエーション空間としての活用を図ります。

(2) 拠点

1) 都市拠点【市街地ゾーン（三重）内】

- 市街地ゾーンの中で、JR 三重町駅・市役所周辺の歴史的な中心地でもある市場地区を「都市拠点」として位置づけ、駅を含めた公共交通の結節点となる機能、行政、文化、商業・業務、サービス、医療・福祉、住居機能など、主要な都市機能の維持を図ります。
- さらに、国道 326 号と県道三重新殿線バイパスが交差し、新たな市街地でもある赤嶺地区についても「都市拠点」として位置づけ、道路交通の結節点となる機能、商業・業務、サービス、医療・福祉、住居機能など、主要な都市機能の維持・集積を図ります。

2) 地域拠点【地域中心ゾーン内各支所など周辺】

- 清川、緒方、朝地、大野、千歳、犬飼の地域中心地ゾーンの中で、市役所支所や商店・生活サービス施設などの一定の都市機能が集約されている地区を「地域拠点」として位置づけ、機能の分散の防止を基本に、地域において必要とされる都市機能の充実を図ります。
- また、これらの地区から離れた場所に商店や飲食店の集積が進んでいる場合や JR 駅周辺などに古くからの市街地がある場合には、地域拠点としての機能の適切な分担を図り、相互に連携して市民生活を支える一体的な拠点づくりを目指します。

3) 産業拠点【インターチェンジ周辺など】

- 玉田地区や芦刈地区、菅生地区の既存の工場周辺及び中九州横断道路の朝地インターチェンジ、大野インターチェンジ、千歳インターチェンジ、犬飼インターチェンジ周辺を産業拠点として位置づけ、用地の確保・整備やアクセス道路整備など産業立地基盤を進め、積極的な企業誘致・集積を図り、地域産業の振興に努めます。

(3) 都市軸

1) 広域連携軸

- 市域の東西を結ぶ中九州横断道路（国道 57 号）、国道 502 号及び JR 豊肥本線を東西広域連携軸として位置づけ、安全・円滑に通行できるアクセス道路網を確保し、本市と近隣の市や他県とをつなぐ交流、物流の強化、災害時の緊急輸送などの確保を図ります。
- 市域の南北に隣接する大分市、臼杵市などを結ぶ国道 326 号、442 号を南北広域連携軸として位置づけ、移動時間の短縮、安全性を確保し、交流の促進を図ります。

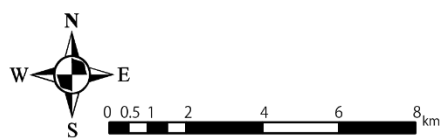
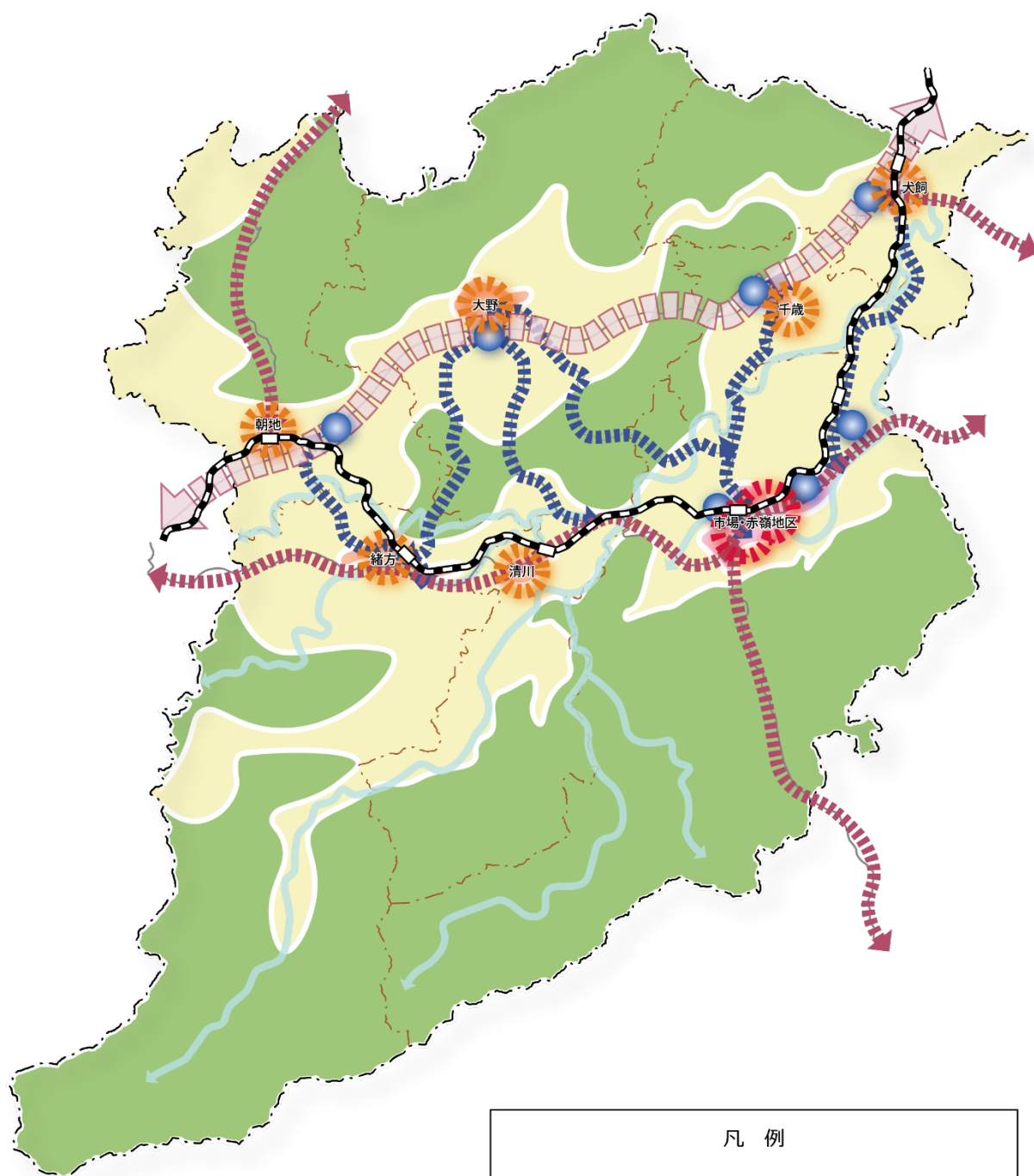
2) 地域連携軸

- 都市拠点・各地域拠点間及び東西広域連携軸間を「はしご状」に結ぶ、県道などの幹線道路を地域連携軸として位置づけ、通勤・通学や買物、通院など市民の日常生活における利便性、アクセス性の向上を図るとともに、災害時の緊急輸送などの確保を図ります。

3) 水と緑の景観軸【大野川、三重川など】

- 大野川、緒方川、奥岳川、三重川、玉田川、中津無礼川、奥畑川など、沿川に景勝地や歴史・文化資源が点在する主要な河川を水と緑の景観軸に位置づけ、水辺のレクリエーション、ジオサイトや歴史とふれあうことができる場所などを相互につなぐネットワークを形成し、良好な景観を保全するとともに、市民にうるおいを与える様々なレクリエーション空間の創出を図ります。

将来都市構造図



凡 例	
■拠点	■ゾーン
都市拠点	市街地ゾーン
地域拠点	地域中心地ゾーン
産業拠点	田園集落地ゾーン
■軸	山地丘陵地ゾーン
広域連携軸(中九州横断道路)	市域界
広域連携軸	地域界
地域連携軸	鉄道
水と緑の景観軸	道路

第4章 まちづくりの分野別方針



1. 土地利用の方針

やすらぎが感じられる自然環境の保全を中心に、森林・農地など農業・自然的土地利用と都市的土地利用との調和を図りながら、産業、交流機能を集約配置し、計画的な土地利用を展開します。

農業・自然的土地利用については、農林業の基幹産業としての発展とともに、おおいた豊後大野ジオパークや祖母・傾・大崩ユネスコパークに象徴される自然資源および、良好な農村景観の保全に配慮した土地の有効利用を図ります。

都市的土地利用は、集約・連携型都市構造の実現に向け、市街地ゾーンや地域中心ゾーンへ集約を図り、計画的な土地利用の形成を図ります。

市街地ゾーン及び地域中心地ゾーンは、市街地としての環境整備・充実およびそれぞれのゾーンがそれぞれの価値を尊重し高め合う都市機能の集約を図るエリアとし、コンパクト・プラス・ネットワークの観点から、職住近接に配慮したまとまりのある市街地の形成を目指します。

これらのゾーン内の都市基盤の充実や、利用されなくなった土地の他の土地利用を検討することにより、郊外への開発を抑制します。

一方で、地震被害や土砂災害、河川浸水などの災害リスクの高い区域においては、都市機能や居住などの立地を抑制し、強靱化に向けた適切な土地利用を推進します。

1-1 都市計画区域内の土地利用の方針

(1) 用途地域（市街地ゾーン）の方針

1) 商業・業務地

- 市街地ゾーンの内、「都市拠点」を構成する市場地区及び赤嶺地区については、本市の中心市街地として、交通結節機能の向上や行政、文化、医療・介護、福祉、商業業務などの多様な都市機能や居住の集約を図ります。また、既存商店街の活性化や生活密着型の商業拠点の形成などを進めます。
- 三重町駅前の既存の商業地は、空き家や空き店舗、空き地が増加していることから、これらの既存ストックや低・未利用地を有効活用しつつ、人口定住策の実施や住民・事業者との協働による中心市街地の活性化を進め、賑わいの回復に努めます。
- 市役所周辺の国・県の機関や文化施設などの公共・公益施設が集積する市場地区は、既存の公共施設を有効活用しつつ、コンパクト・プラス・ネットワークの観点から、今後とも業務機能の集約・維持・充実を図り、より利便性が高い空間形成を進めます。
- 本市における大規模集客施設については、「大規模集客施設の立地誘導方針（大分県平成 21（2009）年 5 月策定）」に即し、原則として立地の抑制を図ります。
- 赤嶺地区では、幹線道路沿道の適切な土地利用誘導による商業機能の集積と充実を図りつつ、周辺の住宅と調和した秩序ある利便性の高い市街地の形成を図ります。

2) 住居系市街地

- 市街地ゾーンの内、低層住宅を主体とする地域や計画的な開発などにより形成された住宅地を低層住宅エリアとして位置づけ、良好な住環境の維持・保全を目指します。
- 一定規模の生活利便施設と中低層の住宅を主体とする地域を一般住宅エリアとして位置付け、周辺環境との調和を図りながら、既存ストックの活用や管理不全空き家の発生防止、老朽し危険な空き家の除却などを進め、利便性の高い快適な中低層住宅地としての利用を図ります。
- 市街地の拡大抑制を基本に無秩序な開発を抑制しつつ、居住の誘導による立地適正化を進め、自然との調和を図りながら、秩序ある居住環境の整備を図ります。
- 国道 326 号沿道では、立地特性を活かし生活利便性の高い住宅地の形成に努めるとともに、その周辺部では、都市基盤の充実を図り用途地域内での人口の収容に努めるとともに、良好な居住環境の形成に努めます。
- 災害リスクの高い区域においては、住宅や要配慮者利用施設などの立地を抑制し、適切な土地利用を推進しつつ、防災情報を横断的に整理し、災害に強いまちづくりに努めます。
- 住居系市街地内に存在する農地については、宅地化の動向を見定めながら、景観・環境・交流などの機能を持つ身近にふれることができる緑として、必要に応じて維持・保全に努めます。

3) 産業集積地

- 玉田、芦刈地区の工業地は、本市の産業を支える拠点として、用地の確保・整備やアクセス道路、情報基盤の整備など産業立地基盤整備を進め、企業誘致・集積を図ります。また、地域社会との調和を考慮して、緑地の確保などにより環境保全に努めます。

(2) 都市計画区域内の用途地域外の方針

1) 田園集落地

- 用途地域外に広がっている田園集落では、優良な農地、自然環境の保全に努め、現在の農村風景を保全するとともに、低密度な集落地の良好な住環境の保全を図ります。
- 無秩序な建築や開発行為が行われないよう、立地適正化計画や景観計画の適正な運用を図るとともに、特定用途制限地域や地区計画などの導入を検討します。
- 既に無秩序な宅地化が進んでいる三重原地区などの住宅については用途地域への編入を検討します。

2) 山地丘陵地

- 都市計画区域内の山地丘陵地については、身近な自然に接することができる緑豊かな環境として維持するため、適切な保全に努めます。

1-2 都市計画区域外における都市的土地利用の方針

(1) 地域中心地

- 地域中心地ゾーンのうち「地域拠点」では、駅周辺などにおいて交通結節機能や医療・介護、福祉、商業業務などの都市機能と居住機能が集積する地域の日常活動の拠点づくりを目指します。
- 「地域拠点」は都市機能の集積状況や地域特性を踏まえて、一体的かつコンパクトな「地域拠点」となるよう連携に向けた取り組みを行います。
- 魅力ある空間の形成、施設のバリアフリー化など、歴史性や地理的条件を活かした地域の「顔」となる都市空間の形成を目指します。
- 地域中心地ゾーンは、原則的に無秩序な市街地の拡大を抑制し、既存の住宅地の生活環境の改善を図ります。

(2) 田園集落地

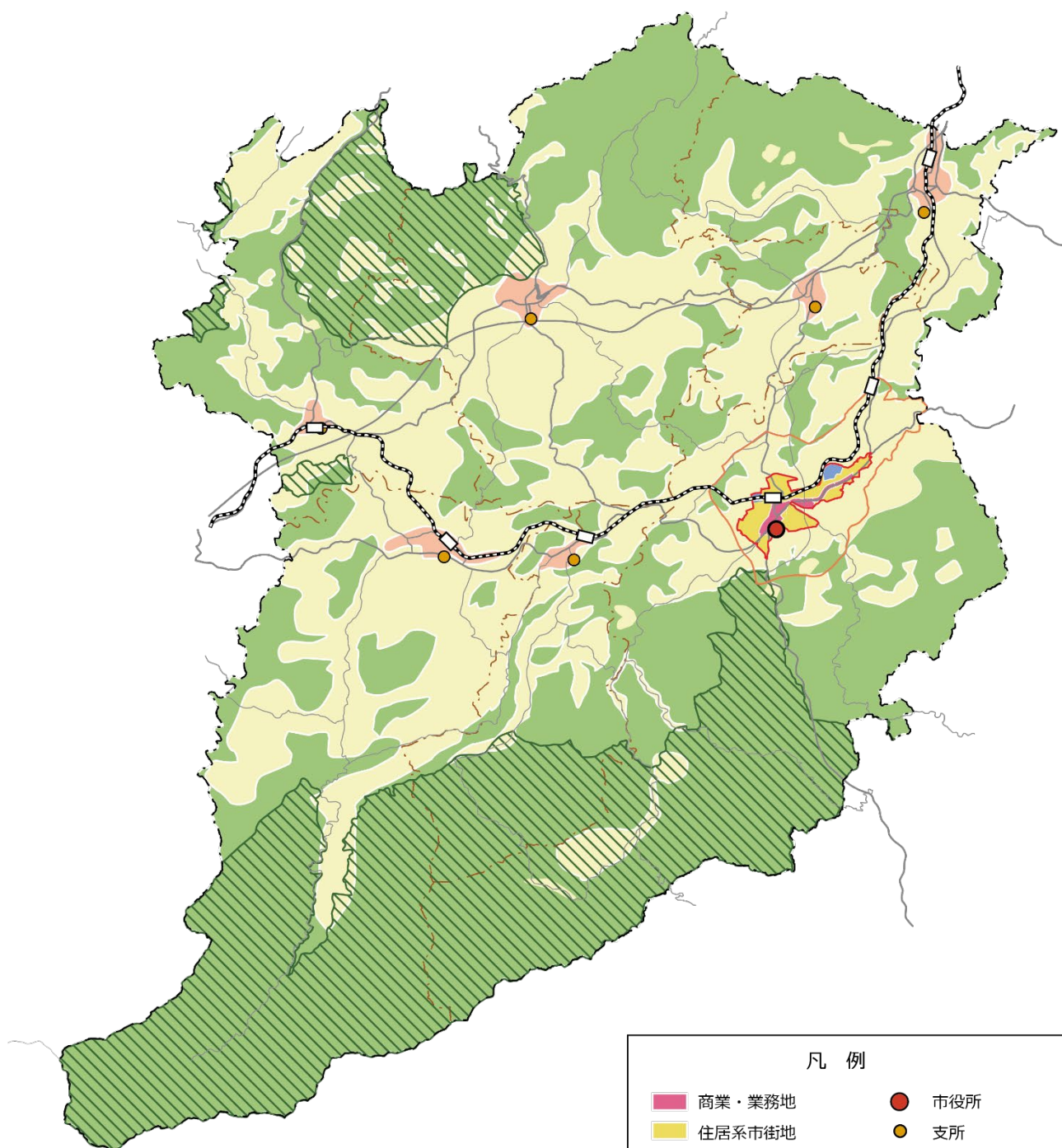
- 田園集落地では、優良な農地の保全に努めるとともに、まとまりのある集落地住環境の形成を目指します。
- 空き家バンクに付随した農地バンクの活用により、荒廃地の解消、農業従事者の増加などに努めます。
- 田園景観と調和した集落地景観の保全を図り、美しくうるおいのある集落地形成を目指します。
- また、大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー事業に対しては、周辺景観などに特に配慮を促します。
- 田園集落地内の中九州横断道路のインターチェンジ周辺や菅生地区などの産業拠点においては、恵まれた交通利便性を活かし、周辺環境の保全などに配慮しつつ、地域資源を重視した工業団地、流通業務地などの土地利用を検討し、計画的な用地整備及び企業誘致に努めます。
- 既存の工業地や、新たに配置を検討する工業用地については、周辺の住環境や景観に配慮した整備を推進しつつ、縮小・撤退に伴い生じた工場跡地については、他の土地利用との調整を行いながら有効利用を図ります。

(3) 山地丘陵地

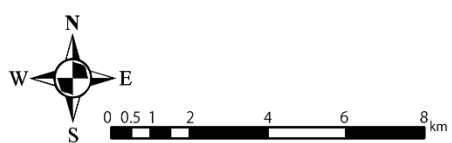
- 山地丘陵地では、木材生産、水源涵養、土砂災害防止、良好な景観形成、二酸化炭素の吸収源などの多面的な機能を有する山林の機能を将来においても享受できるよう、緑豊かで美しい森林づくりに向けた整備と保全を図ります。

(4) 森林環境保全ゾーン

- 祖母傾国定公園、祖母傾県立自然公園及び神角寺芹川県立自然公園では、自然との共生、環境負荷軽減の観点から、豊かな山林の自然環境を保全するとともに、自然と触れ合うゾーンとしての活用を図ります。



凡 例	
商業・業務地	市役所
住居系市街地	支所
産業集積地	市域界
地域中心地	地域界
田園集落地	都市計画区域
山地丘陵地	用途地域
森林環境保全ゾーン	鉄道
	道路



土地利用方針図

2. 都市施設整備等の方針

2-1 道路・交通施設整備の方針

都市計画区域は、豊肥圏における交通の要衝に位置し、主要幹線道路として東西方向に国道326号と国道502号が、中央部から南東方向に県道三重弥生線が配置され、南北方向に県道三重新殿線バイパスが計画されています。これら、東西・南北方向などの道路が、都市計画区域の中央部で交差し、ここを中心に放射状の道路網を形成しています。また、鉄道網として豊肥本線があり、これら道路、鉄道により陸上交通網が形成されています。

今後も豊肥圏の中心都市として、周辺都市との結びつきが強まることや広域交通網の整備による交通量の増加が予想されることから、各地域拠点と市内中心部とを結ぶ幹線道路網の整備とともに、市街地をめぐる都市計画道路の整備により、円滑な交通ネットワークの形成を推進します。また、中九州横断道路などの広域幹線道路へアクセスする道路網の整備を図るとともに、南海トラフによる地震など、巨大地震の発生直後から、緊急輸送ができるよう道路整備に努めます。

道路網の整備と併せて、今後の更なる高齢化や核家族化・単身世帯化の進行を見据え、誰もが各拠点へアクセスできるよう、既存の公共交通機関との相互連携を図るとともに、コミュニティバスの運行などにより地域の実情に応じた公共交通ネットワークを構築します。その中で、高度道路交通システムなど情報通信技術を活用した交通需要マネジメント、自動運転や次世代型の自動車のシェアリングシステムなど、新たな交通システムの導入について関係機関と連携して検討を進めます。

さらに、日常生活に密着した生活道路の整備やネットワーク化により、利便性、安全性の向上を図るとともに、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間の整備に努めます。

(1) 道路

1) 広域交通網の整備

- 周辺都市地域間の連携や交流を促進し、本市の活性化を図るための交通基盤の整備を図るとともに、広域連携軸として位置づける中九州横断道路をはじめ国道・県道整備の要望を積極的に行います。
- また、都市拠点へのアクセス道路となる県道三重新殿線バイパスの整備に向けた取り組みを進めます。

2) 幹線道路網の整備

- 地域の拠点を結ぶ地域連携軸として位置づける国道、県道の整備については、2車線化、歩道の設置を関係機関に要望します。

3) 都市計画道路の整備・見直し

- 都市計画道路の内、幹線道路の改良率は、令和 2（2020）年度末現在 48.4%です。幹線道路が果たす交通処理機能や商工業などの都市活動を支える市街地形成機能、さらに、災害時の避難路や延焼遮断帯となる防災機能などの観点を踏まえ、緊急性の高い路線・箇所について、重点的な整備に努めます。
- また、代替路線が別途確保されるなど、必要性・優先性が乏しくなった都市計画道路については、適宜見直しを行います。
- 特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする路線は次のとおりです。

種 別	路線名
道 路	都市計画道路 3・4・2 三重ノ原深田線（国道 326 号）
	都市計画道路 3・3・11 鬼塚上田原線（県道三重新殿線）
	都市計画道路 3・4・5 駅前線
	都市計画道路 3・5・12 駅前高市線（県道三重停車場線）

- なお、駅前線の整備にあたっては、三重町駅前広場について特に優先的な整備を推進するとともに、居心地がよく歩きたくなるウォークアブル空間への再構築を検討します。
- 特に優先的に計画の見直しを検討する路線は次のとおりです。

種 別	路線名
道 路	都市計画道路 3・4・1 秋葉谷川原線
	都市計画道路 3・4・6 役場前線

4) 生活道路などの整備

- 各地域から地域拠点や都市拠点への移動が円滑となるよう、生活道路の整備・改良や舗装工事などを計画的に進めます。また、老朽化した橋梁の予防保全的な改修など長寿命化対策を進めます。

5) 安心・安全な道路空間の整備

- 市内主要道路の段差の解消、幅の広い歩道の整備など、歩行空間のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進し、誰もが安心して利用できる道路環境の創出を図ります。

6) うるおいのある環境に配慮した道路整備

- 沿道に茂る樹木や草花のうち、交通に支障となるもの、また道路からの眺望を妨げるものについては、市民との協働により道路環境の維持・保全に努めます。

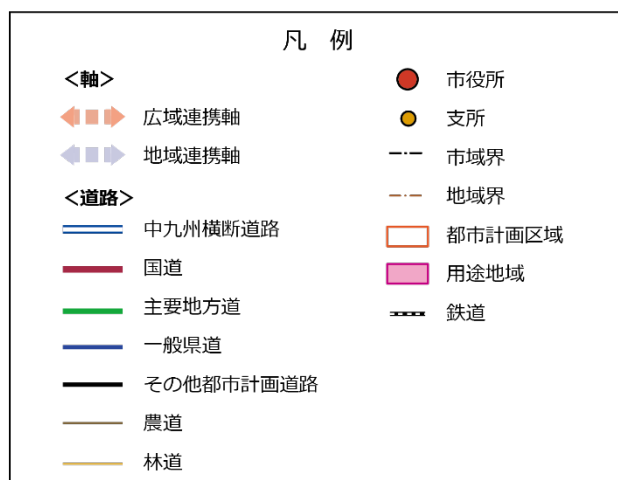
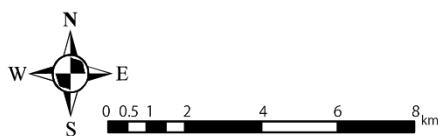
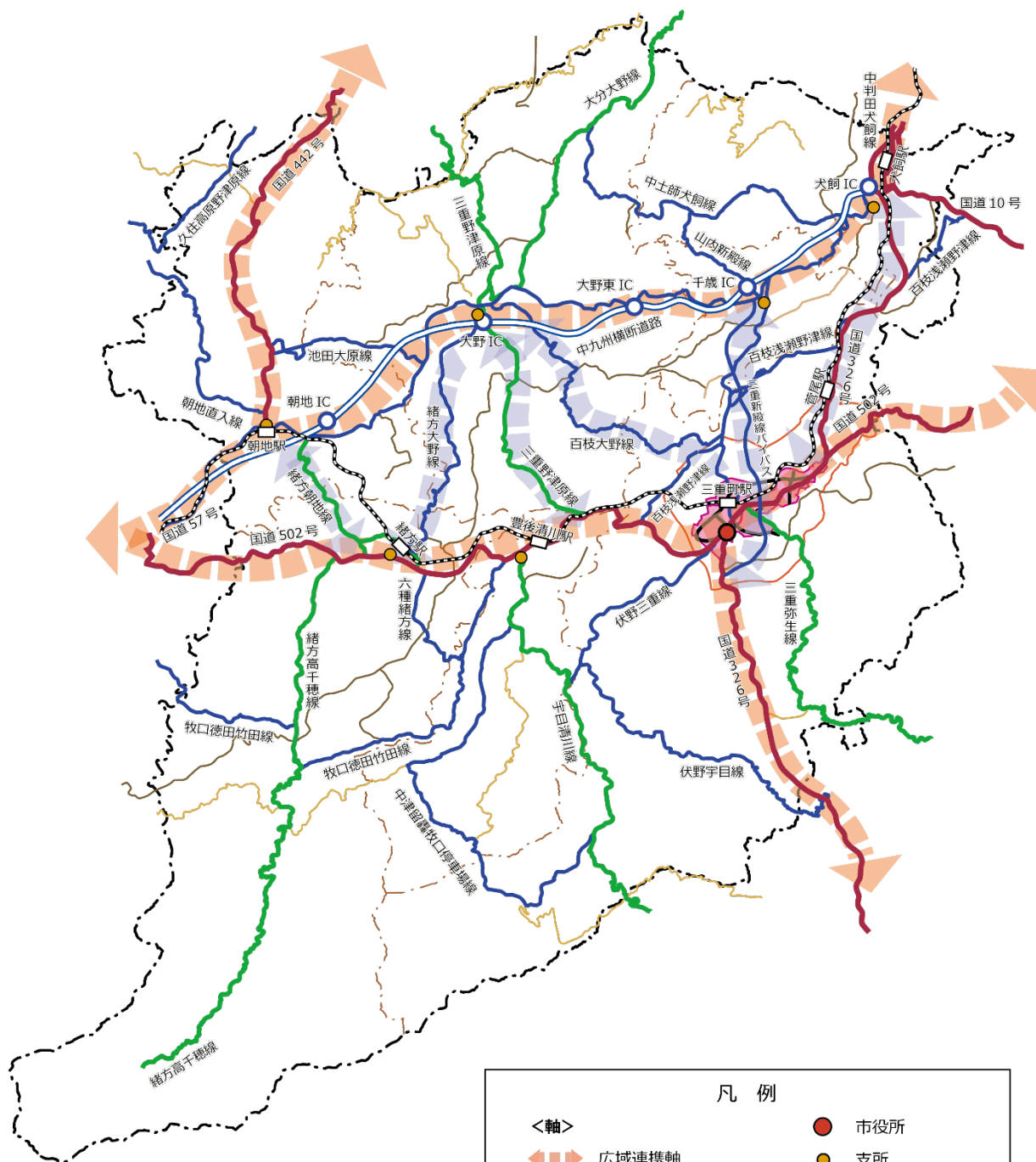
(2) 公共交通

1) 鉄道の利便性の向上

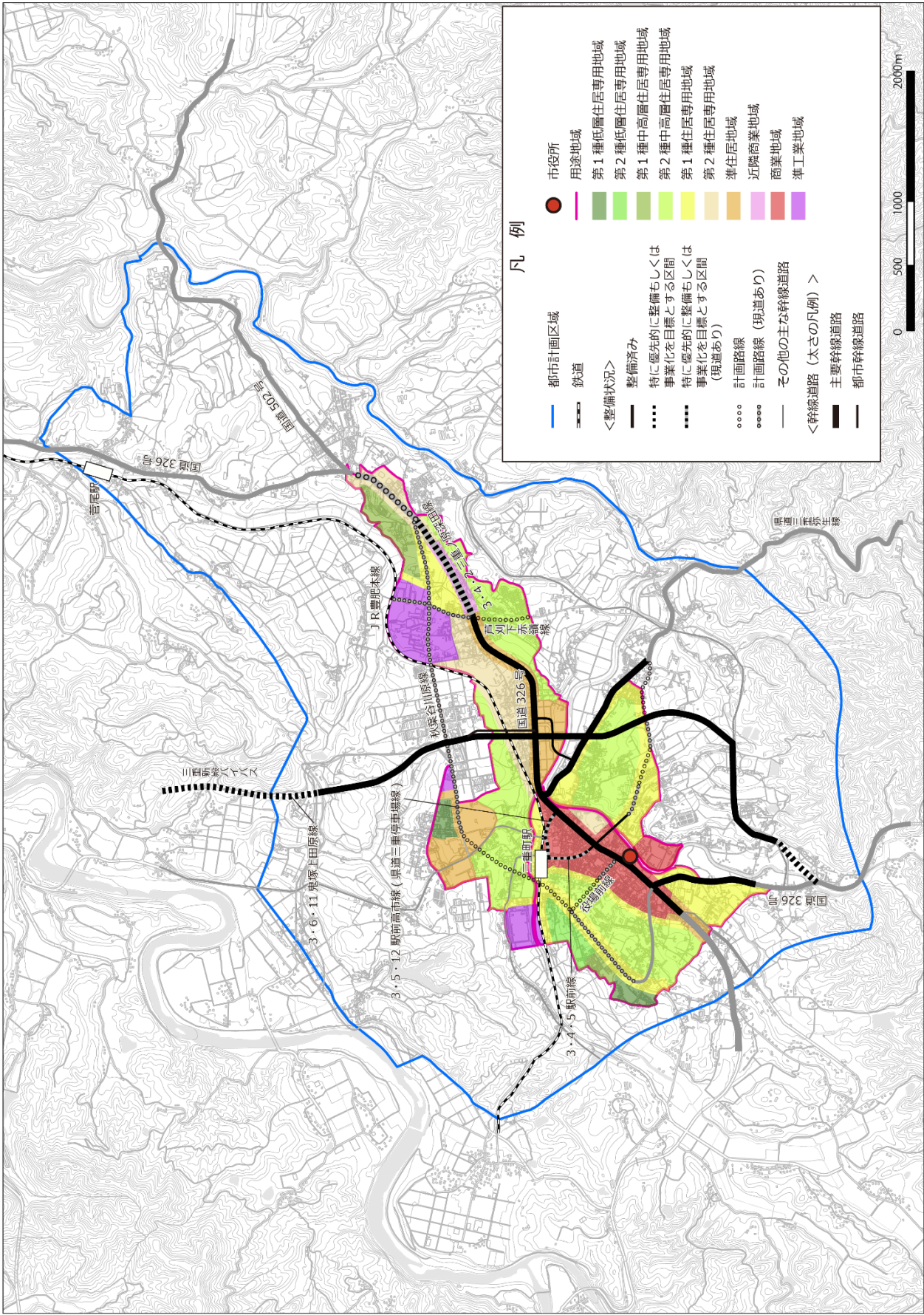
- 市内の鉄道での玄関口は、犬飼駅、菅尾駅、三重町駅、豊後清川駅、緒方駅、朝地駅があり、このうち三重町駅では、都市計画道路の整備と併せ駅前広場、駐車場、駐輪場などの整備を推進し、交通拠点の形成を図るとともに、他の公共交通機関との連携を図ります。

2) バス輸送などの維持・確保

- 日常生活の利便性を高めるため、路線バス及びコミュニティバスの確保・維持に努めるとともに、地域の様々な団体との協働による取り組みを検討します。また、異なる交通モードの乗り継ぎの円滑化、それに伴う公共交通機関の利用促進を図ります。



交通施設整備方針図



都市計画道路整備方針図

2-2 公園・緑地整備の方針

計画決定している都市公園は、令和 2（2020）年度末時点において、6 箇所 16.9ha で、このうち 15.9ha が供用開始しており、面積ベースでの整備率は 94.1%となっています。

主要な公園・緑地は、都市施設として、今後とも整備・保全に努めます。

（1）都市計画公園の整備・見直し

- 今後、主要な公園の整備とともに、必要性・優先性に乏しくなった都市計画公園の見直しについて検討します。
- また、民間の資金、技術、経験などを活かした魅力ある公園づくりとして、公募設置管理制度（Park-PFI）の活用の可能性を検討します。
- 大原総合体育館を核とする公共的な運動施設が集積する大原総合公園を、スポーツ・レクリエーションの拠点として位置づけ、整備・充実に努めます。

（2）市民との協働による公園管理

- 公園のうち、大原総合公園などの市内外の利用者の多い公園施設の美化については市が行いますが、他の公園については市民との協働により環境整備を行っていきます。

市民の役割	・ 公園の落ち葉の除去や除草といった清掃美化活動の推進 ・ 誰もが公園を利用できる環境づくりの推進 ・ 利用ルールなどの検討やその順守による自主的な管理運営の推進
行政の役割	・ 公園施設が安全に利用できるよう植樹の剪定や遊具の維持管理の推進 ・ バリアフリー、ユニバーサルデザインを念頭に置いた公共施設の整備や改善

- また、市民に広く開放している公園の砂や遊具の消耗部材の更新については、管理担当部署が定める予算の範囲内で原材料費の支給を行うことで、安全快適な空地空間の保持に努めることとします。

（3）市民ニーズに対応した公園の整備

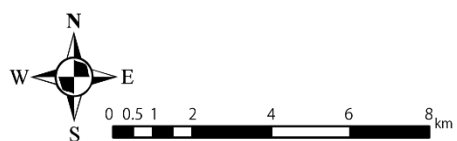
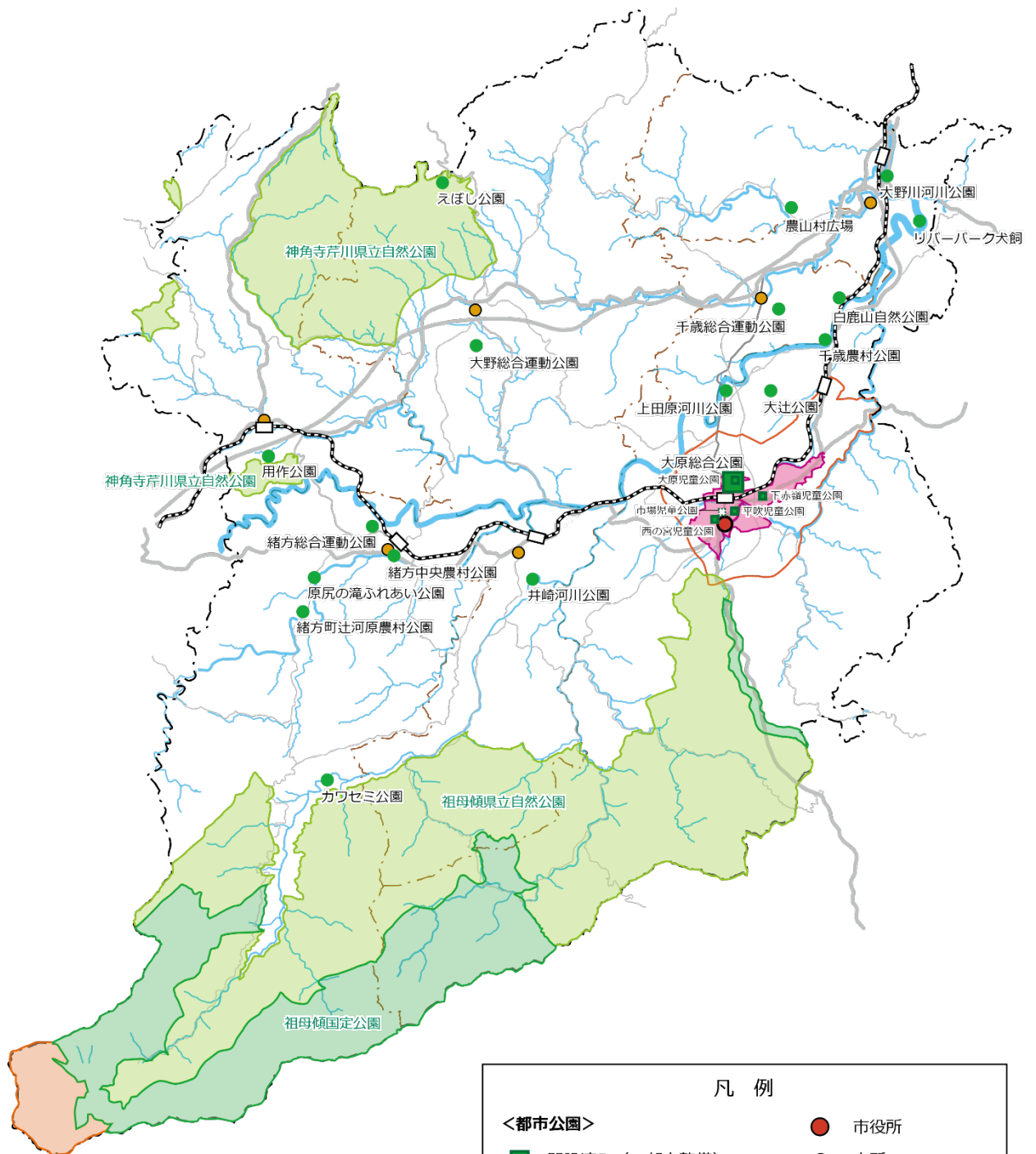
- 少子・高齢社会への対応や周辺環境との調和や連携など、暮らしよい都市を構成する要素のひとつとして、公園にも様々な整備が求められています。公園を新たに設置する場合は市民ニーズをよく調査し、それに対応する整備や再調整、ユニバーサルデザインによる整備を進めていきます。
- また、開発行為などにより公園が設置されることとなった場合は、設置者に対し上記の趣旨を踏まえた公園整備を行うよう働きかけを行います。

（４）既存公園のリフレッシュ

- 既存公園の中には、施設の老朽化や樹木が茂り過ぎるなど、暗く使い勝手の悪くなった公園もあります。また地域住民の年齢層の変化などで利用が減少した公園も増加しています。既存公園は、「豊後大野市公園施設等長寿命化計画」に基づく維持補修管理を進めつつ、身近な公園の再評価・見直しを行い、地元住民の意見を十分に聞きながら、明るく利用しやすい公園整備を図るとともに、施設のバリアフリー化を随時行います。

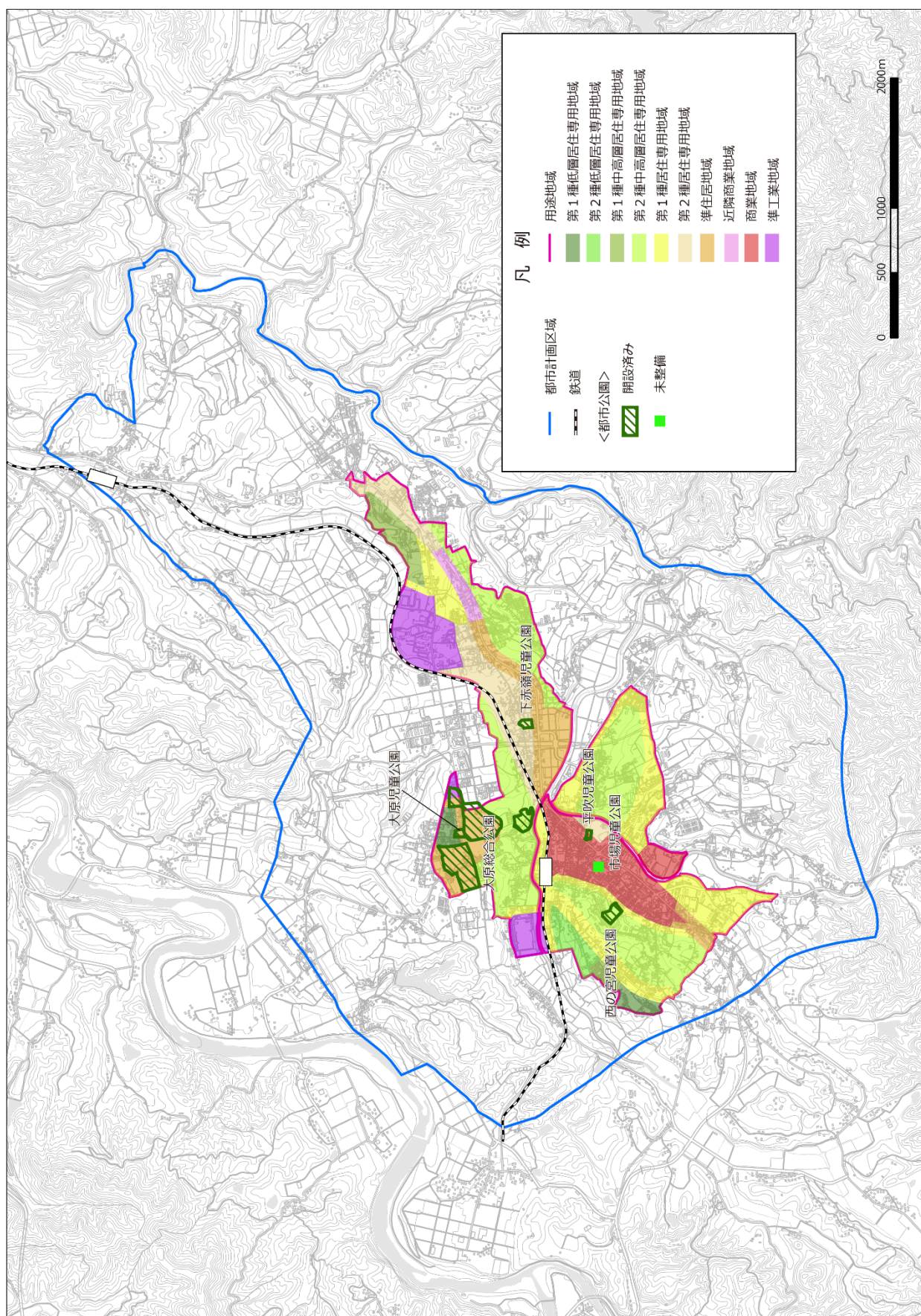
（５）山地丘陵地の豊かな緑の保全・活用

- 祖母傾国定公園、祖母傾県立自然公園及び神角寺芹川県立自然公園の貴重な自然資源は、野生動植物の生息、生育空間の適切な配置や連続性の確保などの保護を行いつつ、狩猟圧を高めることによって野生鳥獣被害などの防止に努めるとともに、自然体験・学習などの場としての利用を図ります。



凡 例	
<都市公園>	
■ 開設済み（一部未整備）	● 市役所
□ 未整備	● 支所
● 都市計画区域外の公園等	--- 市域界
■ 国定公園・県立自然公園地域	--- 地域界
■ 特別地域	□ 都市計画区域
■ 特別保護地区	■ 用途地域
	--- 鉄道
	--- 道路
	--- 河川

公園・緑地整備方針図



都市公園整備方針図

2-3 河川及び上下水道整備の方針

(1) 河川

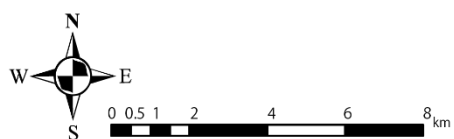
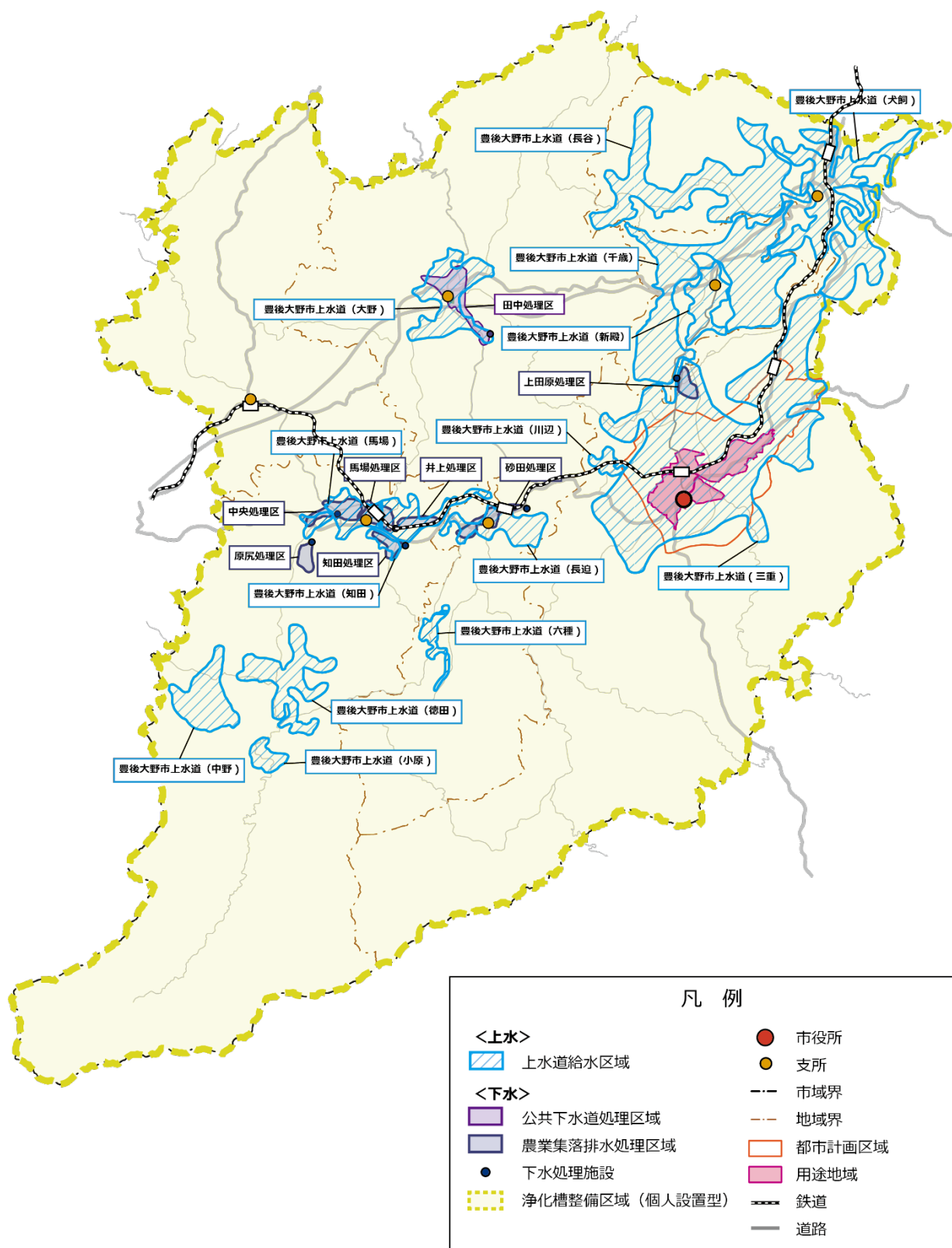
- 本市には、一級河川 63 本、407.84km、準用河川 56 本、69.02km があります。河川については、住民の生命財産を浸水などの災害から守るために、河川流域が有している保水機能や遊水機能の維持や保全に努めるとともに、河川管理施設の適切な維持管理による長寿命化に努めます。
- 特に、一級河川大野川については、氾濫により大きな被害が想定されることから、関係機関との連携のもと優先的に整備を行います。
- 河川空間は、市民の憩いとやすらぎの場として配置し、治水・親水機能を兼ね備えた総合的な河川環境整備を図ります。
- 河川は、飲料水の確保、農業用水など利水面での機能を有するほか、景観・レクリエーション・観光資源として、さらに生物を育む場、環境学習の場として重要であることから、適切な保全と活用を図るとともに、水辺へのアクセス性の向上など、まちづくりと一体となった水辺空間の整備を進めます。

(2) 上水道

- 多くの市民に対し、安全でおいしい飲料水を安定的に供給するために、「豊後大野市水道ビジョン」に基づき、上水道の整備や施設の適正管理に努めます。
- 水道施設の重要性、役割などの認識を深めるための啓発を行い、上水道への加入促進に努めるとともに、水質改善による生活環境向上の啓発に努めます。

(3) 下水道

- 下水道については、地域特性や経済性などを勘案し、快適で環境にやさしい生活環境の形成、公共用水域の水質保全などを図ります。
- 下水処理施設については、個別処理（浄化槽）による整備を推進するとともに、公共下水道や農業集落排水施設については既設管路施設への接続を促進し、有効な利用と適切な維持管理を推進します。
- また、市民が日常生活で水環境の保全や生活排水対策を主体的に行うことを推進するため、環境意識の啓発に努めます。



上下水道整備方針図

2-4 処理関連施設整備の方針

(1) 火葬場

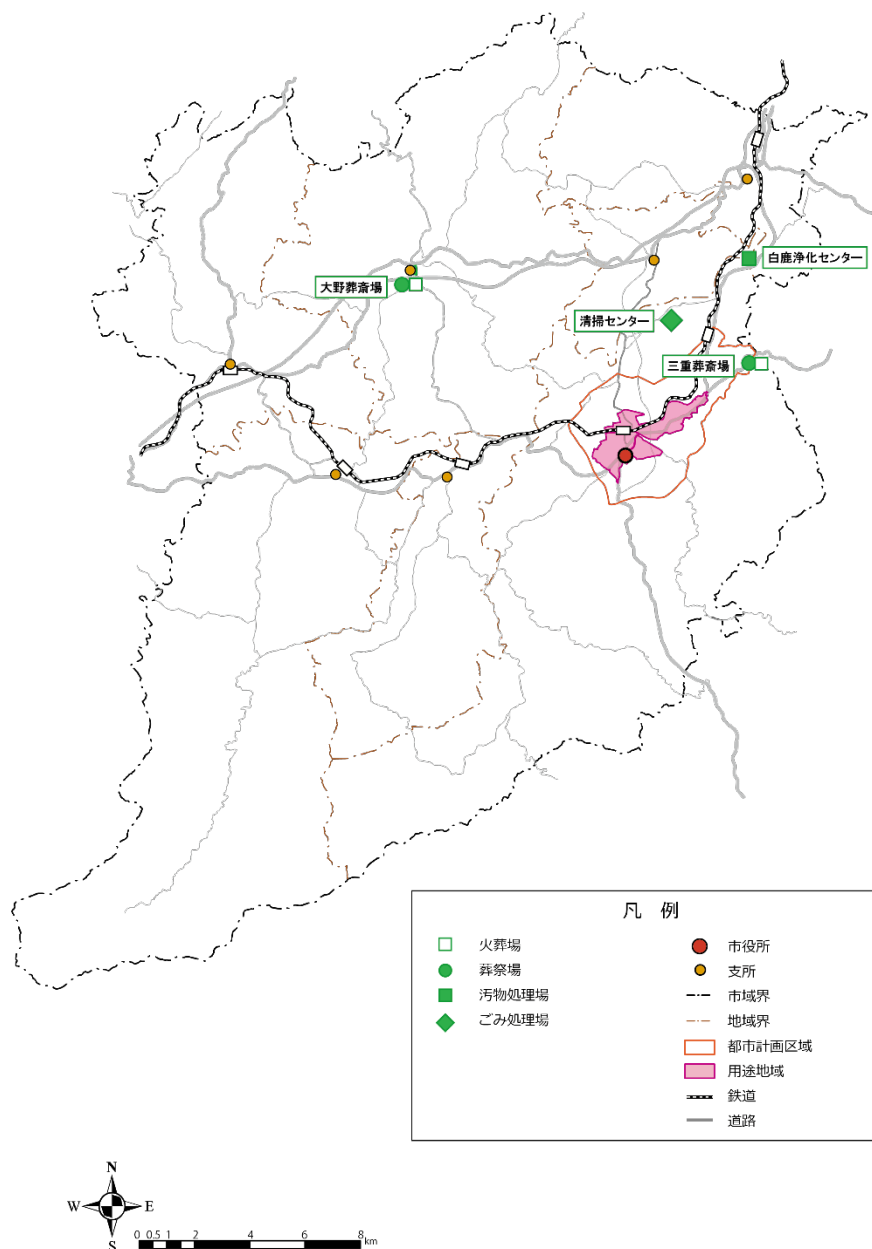
- 三重葬斎場、大野葬斎場については、「人生の終焉の場にふさわしい」安心して利用できる施設を目指し、適正な維持管理を推進するとともに、施設の長寿命化について検討します。

(2) 汚物処理場

- し尿処理については、し尿の総量の増加に対応し、浄化槽の普及施策との連携を緊密に図りながら、浄化センター施設の充実及び施設の長寿命化、適正な維持管理を推進します。

(3) ごみ処理

- ごみの質的多様化やダイオキシン類などへの対策を含め、清掃センターの適正な維持・管理及び計画的な整備・充実、施設の長寿命化を図ります。
- 循環型社会、低炭素社会を実現するため、市民の協力の下、廃棄物などの発生抑制・再利用・再資源化の3Rに関する啓発・普及に取り組み、ごみの減量化や再資源化を促進します。



処理関連施設整備方針図

3. 景観形成の方針

本市には、祖母傾国定公園の山並み景観や滝や溪谷のある河川景観など、優れた自然的景観があり、また、地域の随所に歴史・文化的な景観資源や水路、棚田などの農村景観が見られるなど、特徴的で美しい景観を有しています。

市街地においては、やすらぎを実感する自然との調和を図るとともに、適正な土地利用や景観に大きな影響のある行為の規制・誘導などを進めることが、今後のまちの個性化を図る上でも重要です。

(1) 景観計画及び景観形成のためのルールづくり

- 「豊後大野市景観計画」に基づき、景観に大きな影響を及ぼす建築物などの行為の制限や景観上重要な建造物や樹木の保全、豊かな自然と調和した美しい農村景観の保全・創出など、美しいまちづくりに積極的に取り組みます。
- 景観計画に基づく良好な都市景観形成のための規制誘導を効果的に推進するため、地域個性を活かした景観形成のガイドラインや農村景観形成のためのルールづくりなど、実現化に向けた誘導方策の検討を進めます。

(2) 自然的景観の保全

- おおいた豊後大野ジオパークや祖母・傾・大崩ユネスコエコパークに象徴される自然的景観は、市民にとってかけがえのない共有財産であるとの認識のもとに保全し、さらに美しく魅力あふれるものとして次世代に引き継ぎます。
- 原尻の滝や江内戸の景、沈墮の滝などの本市を象徴する眺望景観については、「豊後大野市景観計画」に規定された景観形成基準に基づき、重点的に保全・形成を図ります。
- 祖母傾県立自然公園に連なる三重都市計画区域の西、南の丘陵地については、風致地区の指定を検討します。また、新たに立地する建物や公共施設についても、「豊後大野市景観計画」に規定された景観形成基準に基づき、周囲の自然環境との調和や眺望の確保が図られるよう誘導または指導を行います。

(3) 農村景観の保全

- 農村景観については、農林業の育成・支援や遊休農地の活用方策を検討しつつ、河岸段丘に沿って広がる美しい水田や棚田の風景、谷沿いに集落が点在する里山の風景、祖母山、傾山などを背景とする雄大な自然景観などの本市固有の景観の保全を図ります。
- 緒方盆地や原尻の滝周辺などに代表される独特の農村景観は、この地の生活・生業、風土により形成された本市固有の文化的景観として、「豊後大野市景観計画」に規定された景観形成基準に基づき、重点的に保全・形成を図ります。

(4) 歴史・文化的景観の保存と活用

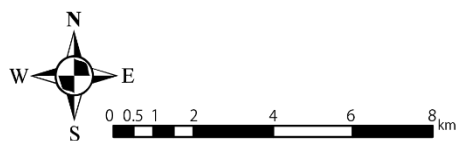
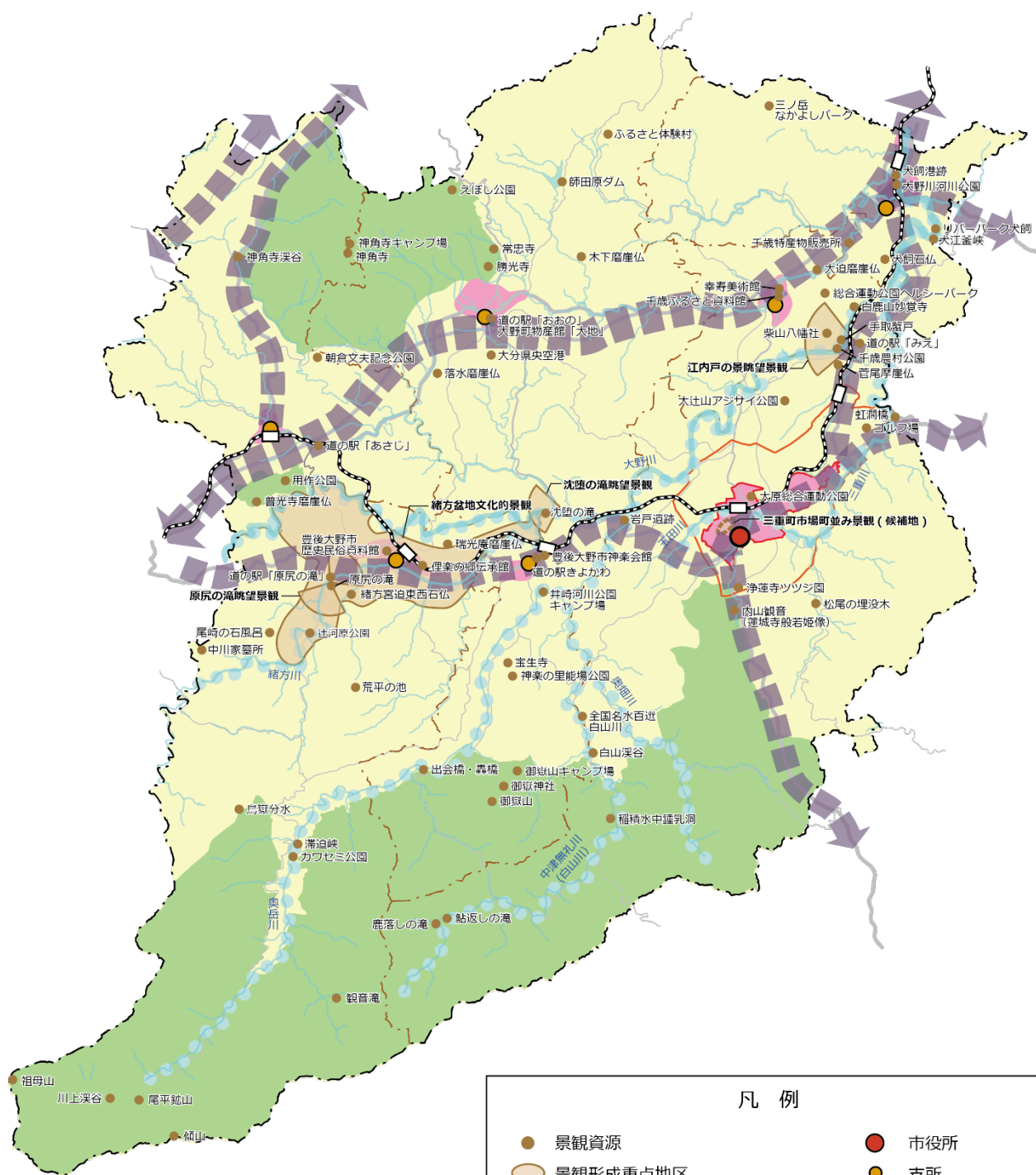
- 「豊後大野市景観計画」に規定された景観形成基準を適正に運用しつつ、文化財や史跡をはじめ、その他市内に点在する地域固有の歴史的景観を保全し、これらの周辺地域において歴史資源と調和した魅力的な景観の保全と活用を図ります。
- 道の駅など、観光客など多くの人が訪れる場所は、建築物や工作物などについて、地域特性や周辺地域との調和に配慮した色彩や形態意匠などの誘導による、良好な景観形成を図るよう努めます。

(5) 魅力ある市街地景観の創出

- JR 三重町駅周辺、国道 326 号沿道などのまちの玄関口となる地区については、都市再生整備計画事業による整備にあわせ、歩いて楽しめる町並み形成や地域資源の有効活用などにより、本市の顔となる風格のある質の高い景観の形成を図ります。
- 特に、優れた景観資源が存在し、良好な景観形成の可能性の高い三重町市場地区の町並みについては、地域住民の意見を聞きながら景観形成重点地区への移行を検討します。
- 旧町村の地域中心ゾーンにおいては、それぞれの市街地の形成経緯を尊重し、旧街道沿いにあるのは町並みの連続性や街路形態などのまちの佇まいを次世代へ継承できるように景観誘導を行います。
- 市街地内の貴重な樹林地である三重町駅周辺社寺林は、特別緑地保全地区などの指定を検討し、保全を図ります。
- 工業系用途地域の工場地域の緑地は、緩衝地として存続を図ります。
- 中九州横断道路、国道 502 号、国道 326 号などの幹線道路の沿道では、市民の日常の移動のほか観光やツーリズムの交通動線であり、沿道の景観は多くの人が観ることから、後背地の緑豊かな景観に調和する建物などの配置・形態意匠、植栽などを誘導し、緑豊かで美しい沿道景観の形成を図ります。

(6) 市民との協働による景観づくり

- 美しい景観づくりのためには、行政による景観整備だけでは限界があることから、市民や事業者と行政との協働に取り組みます。
- 良好な自然景観、美しい町並みなどの景観形成の必要性や実現方策などについて、広く市民に周知を図り、協力を促すとともに、景観形成に関する様々な活動を通じて市民が景観まちづくりに関心を持ち、官民協働で取り組める仕組みをつくり出します。
- 市民による生け垣づくり、庭や駐車場に樹木や花を植える、ベランダや窓辺を花で飾るなど、一人ひとりができる身近な景観まちづくりを推進するとともに、暮らしに身近な地区単位での緑化や花いっぱい運動、清掃や美化活動などの地域が主体となった活動を推進していきます。



景観形成方針図

4. 都市防災の方針

風水害や地震、火災など多様な災害の発生が想定される本市では、近年の想定を超える災害の発生を踏まえ、市民の生命、身体と財産を災害から保護するため、自助・共助・公助の理念のもと、関係機関との連携及び市民との協働により、ハード、ソフトの両面から、災害に強いまちづくりを進めます。

(1) 自然災害への対策

- 本市は、大小の河川を集めて別府湾に注ぐ豊かな大野川の水利があり、周囲は山々に囲まれた風光明媚な地形にある反面、水害、土砂崩れなどの自然災害を受けやすい状況にあるため、減災の観点から、災害による被害を最小限に抑える防災基盤を備えたまちづくりが求められており、大規模な災害や事故に対しても適切な対応が講じられるよう、危機管理体制の強化が求められています。
- 台風・豪雨などに伴う土砂災害や水害などの発生を未然に防ぐため、危険箇所についての継続的な調査・把握を進めるとともに、県や地権者とも連携し、砂防事業や治山事業・急傾斜地崩壊対策事業、河川改修などの促進を図り、災害危険箇所の計画的な解消に努めます。
- 災害危険箇所の状況調査や河川氾濫区域の予測調査を推進するとともに、これらを示したハザードマップの活用などにより、危険箇所の周知を図ります。
- 市街地内においては、安全な都市環境の整備を促進するため、街路、都市公園などの都市施設整備事業を総合的かつ計画的に実施するとともに、必要な都市構造の改善を図るため、避難路の確保・整備、防災拠点の確保・整備を推進します。
- 山林、農地は、雨水の急激な流出を防ぐ保水機能、水源かん養機能などの多面的な機能を有しており、その保全と機能向上を図ります。

(2) 防災的土地利用の推進

- 浸水被害や火災の延焼など、被害の拡大が予め想定される場所については、可能な限り、災害リスクの低い区域への居住や都市機能を誘導するなど、防災の視点に立った土地利用を誘導します。
- 災害リスクの高い区域においては、土砂法や開発許可制度の適切な運用などにより居住の抑制及び高齢者福祉施設などの要配慮者利用施設や公共施設などの立地を抑制し、適切な土地利用を推進します。
- 既成市街地においては、道路・公共空地を確保・拡充するとともに不燃建物などによる市街地の更新を促進し、老朽木造住宅が多い市街地など防災上危険な市街地の解消を図ります。
- 市街地開発や産業用地などの新規開発などの事業に際しては、開発の際の地盤改良など宅地災害の防止など、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、防災に配慮した土地利用への誘導などを計画的に行います。

（３）防災空間の確保と防災ネットワークの充実

- 道路や公園・緑地などは、緊急輸送路、避難路、避難地の機能を有する防災空間としての視点を重視し、適切な配置・整備に努めます。
- 医療、福祉、行政施設や避難所の機能を有する防災拠点へのアクセス道路や拠点間を結ぶ道路など、災害時にその機能の維持が必要な道路については、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、防災対策を推進します。
- 災害時におけるライフラインの安全性を確保するため、電線共同溝を整備するなど、道路の無電柱化を推進します。
- また、身近な避難路や消防活動の支援路となる区画道路の確保を推進します。

（４）市街地・建築物の地震・火災対策の推進

１）防火・準防火地域の指定検討

- 地震発生時や乾燥・強風時などにおける火災の延焼防止を図るため、木造建築物が多く集まる市街地において、防火地域・準防火地域の指定の可能性を検討するとともに、建築物などの不燃化促進を図ります。

２）住宅・建築物の耐震化

- 「豊後大野市公共施設等総合管理計画」に基づき、市役所、支所などの施設、学校、公民館など災害時の拠点となる施設については、長寿命化改修などに併せて耐震化・不燃化を図ります。
- その他、大規模商業施設や医療機関の施設など人々が多く集まる公共的な特定建築物などについては、耐震診断及び耐震改修の促進を図り、重点的に耐震化・不燃化を図ります。

３）ライフライン施設の耐震化などの促進

- 上下水道施設は、耐震化を図るとともに、関連事業者に対し、電気や情報通信施設の耐震化、代替性の確保を要請し、災害時におけるライフライン関係施設の機能確保を図ります。

４）避難所、防火槽などの整備

- 避難所については、行政区再編や公共施設の統廃合に伴い、再配置を検討するとともに、避難所表示サインの設置を図るなどにより周知を図ります。
- 防火水槽の新設、既存水槽の耐震性の強化など、消防水利の整備を推進します。

５）協働による防災まちづくりの推進

- 消防団の充実強化、自主防災組織の結成促進及び防災士の育成を図るとともに、各種団体相互の連携強化に努め、防災ネットワークづくりを進めます。
- 市民の防災に対する知識を深め、防災意識の向上を図るとともに、防災マップの配布や災害情報伝達手段の多様化により、市民への災害情報の提供や避難場所などの周知を行い、自衛手段の確保を促進します。
- また、関係機関と連携した対策会議の継続的な開催により、総合的な防災体制の強化を図っていきます。

(5) 早期に復旧・復興できるまちづくりの推進

- 被災後、早期に計画的な災害復旧・復興に着手できるよう、復興まちづくりの実施方針について検討を行うなど、復興事前準備に向けた取り組みを進めます。
- 復旧・復興まちづくりサポーター制度の活用など、先導的な取り組みを実施している地方公共団体との情報共有などの連携を図ります。

第5章 地域別構想



1. 地域別構想の役割と地域区分

1-1 地域別構想の概要と役割

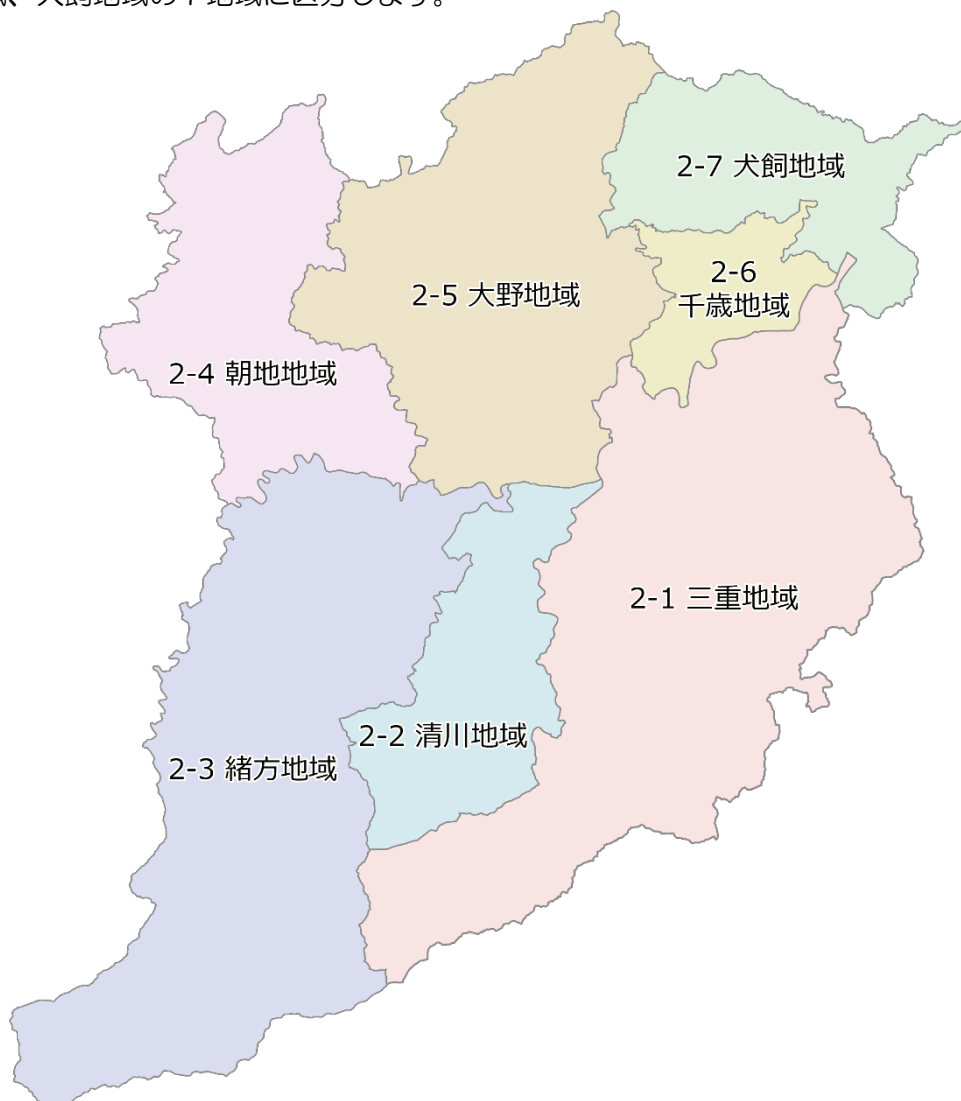
地域別構想は、都市計画区域外を含めた本市の全域を地域の特性などに応じて区分し、身近な地域の視点に立って、地域づくりの方針を示すものです。

地域別に地域の特性や主要課題を整理した上で、市域全体のまちづくりの方向を踏まえながら、目指すべき地域の将来像とその実現に向けた地域づくりの方針を明らかにします。

また、市民がまちづくりへの理解や関心を深める一助となり、市民と行政が目標像を共有しながら、協働してまちづくりを進めていく上での指針となります。

1-2 地域区分の設定

地域区分については、地形的条件、土地利用の状況、生活圏などの自然的・社会的諸条件を考慮し、旧町村の区域を基本として、三重地域、清川地域、緒方地域、朝地地域、大野地域、千歳地域、犬飼地域の7地域に区分します。



地域区分図

2. 地域別構想

本計画における地域別構想は、都市的土地利用と都市基盤施設を主な計画の対象とすることから、「地域づくりの目標」を設定し、そのもとで「地域づくりの方針」として、土地利用、施設整備（道路・交通施設、公園・緑地、河川及び上下水道施設）景観形成、市民協働についての方針を示します。

2-1 三重地域

（1）地域の現況特性

- 三重地域は、本市の南東部、大野川の南側に位置し、面積約 162km²で市内の各地域の中で最も広く、南部は祖母・傾山地の国立公園の区域まで含んでいます。地域の東部から西へ流れる三重川沿いの低地に市街地が形成されており、その周辺に農地と山林が交互にある台地農業地帯が広がり、南部は森林地帯となっています。
- 地域の北部に国道 326 号、JR 豊肥本線が東西に通り、三重町駅より南西側に市場地区の商業・業務地、市役所など行政の中心的機能などが集積し、その周辺に住宅市街地が形成されています。また、その東側の国道 326 号と国道 502 号との重複指定区間である赤嶺地区は、昭和 60 年代から土地区画整理事業などにより、新しい市街地が形成され、県道三重新殿線バイパスの立体交差区間も供用されたこともあり、沿道には商業施設の立地が進んでいますが、近年さらに東側へ住宅地開発が進み、市街地が広がっています。
- 7 地域のうち唯一、都市計画区域約 2,235ha を指定し、そのうち用途地域を約 440ha に指定しています。
- 地域の人口は 16,959 人（平成 27（2015）年 10 月）で、高齢化率は約 34.7%（平成 27（2015）年 10 月）となっています。このうち、用途地域内人口は 9,464 人、都市計画区域内用途地域外の人口は 4,551 人（平成 27（2015）年 10 月）です。

（2）地域づくりの主要課題

- 都市拠点では、行政機能をはじめ、教育・文化、医療・福祉などの公共公益的な機能、市民のみならず豊肥圏域の中心的な役割を持つ、商業・業務機能の一層の集積と充実を図り、市民の生活を支える役割を果たしていく必要があります。
- 歴史ある中心市街地である市場地区と、国道 326 号の開通に伴い、新たな市街地形成が進んだ赤嶺地区の 2 つの都市拠点において、各拠点の特性に合わせた拠点形成を推進していく必要があります。
- また、市内の各地域との連携を強化し、集約・連携型の都市構造を形成していくため、幹線道路のネットワーク整備促進、市街地内の都市計画道路の整備推進が必要です。
- ただし、長期末整備となっている都市計画道路については、見直しを行い、効果的な整備をしていく必要があります。

(3) 地域づくりの目標

豊肥地域の拠点都市として発展する、賑わいとふれあいの感じられる住みよいまち

- ◆ 多くの人々の交流を育む、賑わいとふれあいが生まれるまちづくり
- ◆ 安全で快適な生活ができる、魅力あるまちづくり
- ◆ 多様な産業が調和した、豊後大野市の発展を牽引するまちづくり

(4) 地域づくりの方針

1) 土地利用の方針

- 商業・業務地については、用途地域による建築物の規制・誘導を行うとともに、立地適正化計画の推進による都市機能の集約と土地の高度・有効利用を誘導し、本市の発展を牽引する良好な都市環境の形成を図ります。
- 三重町駅前の既存の商業地については、空き家や空き店舗、空き地などの有効活用を図るとともに、人口定住策の実施や住民・事業者との協働による中心市街地の活性化を進め、賑わいの回復に努めます。
- 住居系市街地については、居住誘導区域の適正な運用により無秩序な拡大を抑制し、コンパクトな市街地の形成に努めます。ただし、既に開発が進み、一体的な市街地となっている地区などについては、用途地域への編入などを検討します。
- 国道 326 号と県道三重新殿線バイパスとが交差する赤嶺地区については、幹線道路沿道の適切な土地利用誘導による商業・業務機能の集積と充実を図りつつ、周辺の住宅と調和した秩序ある利便性の高い市街地の形成を図ります。
- 既存工業地については、周辺環境との調和を図りながら、現在の土地利用の保全・高度利用を促進します。
- 都市計画区域及びその外側の農村地域については、優良農地の保全と有効利用、集落地の適正な土地利用を関係法令に基づき進めます。

2) 施設整備の方針

① 道路・交通施設の整備方針

- 県道三重新殿線バイパスの全線供用など本地域と市内各地域、市域外とを結ぶ広域連携軸、地域連携軸となる国道・県道の整備を促進します。また、地域南部の農村地域からのアクセスの軸となる幹線道路の整備・改良を進めます。
- 都市計画道路については、計画的な整備を推進し、その他の市道と一体となった効果的なネットワークを形成し、市街地内の円滑かつ快適な交通環境を形成します。
- 三重町駅周辺は、都市再生整備事業計画に基づく整備を推進し、都市計画道路の整備と併せ、駅前広場、駐車場、駐輪場などの整備を推進し、交通拠点の形成を図るとともに、他の公共交通機関との連携を図ります。
- 市街地内に残る狭隘道路については、市民の協力を得ながら、部分的な改良整備などを進めます。
- 農村集落地内の身近な市道の改良整備を進めます。

- 路線バス及びコミュニティバスの確保・維持に努めるとともに、あいのりタクシーなど地域の様々な団体との協働の維持・強化を検討します。また、異なる交通モードの乗り継ぎの円滑化、それに伴う公共交通機関の利用促進を図ります。

②公園・緑地の整備方針

- 市外からの集客効果が期待できるスポーツツーリズムの推進に向けて、三重総合グラウンド周辺及び関連施設を『総合スポーツ施設』の拠点として機能強化を図るとともに、受け入れる競技やレベルを考慮しつつ、誘致の強化とおもてなしの充実を図ります。
- その他の都市公園については、平吹児童公園や下赤嶺児童公園の整備を推進するとともに、まちなかの貴重な憩いの場となるよう適正な維持管理を行います。
- その他、三重町駅前の社寺林など、市街地内の貴重な樹林地については、地域住民とともに守り育てます。

③河川及び上下水道施設の整備方針

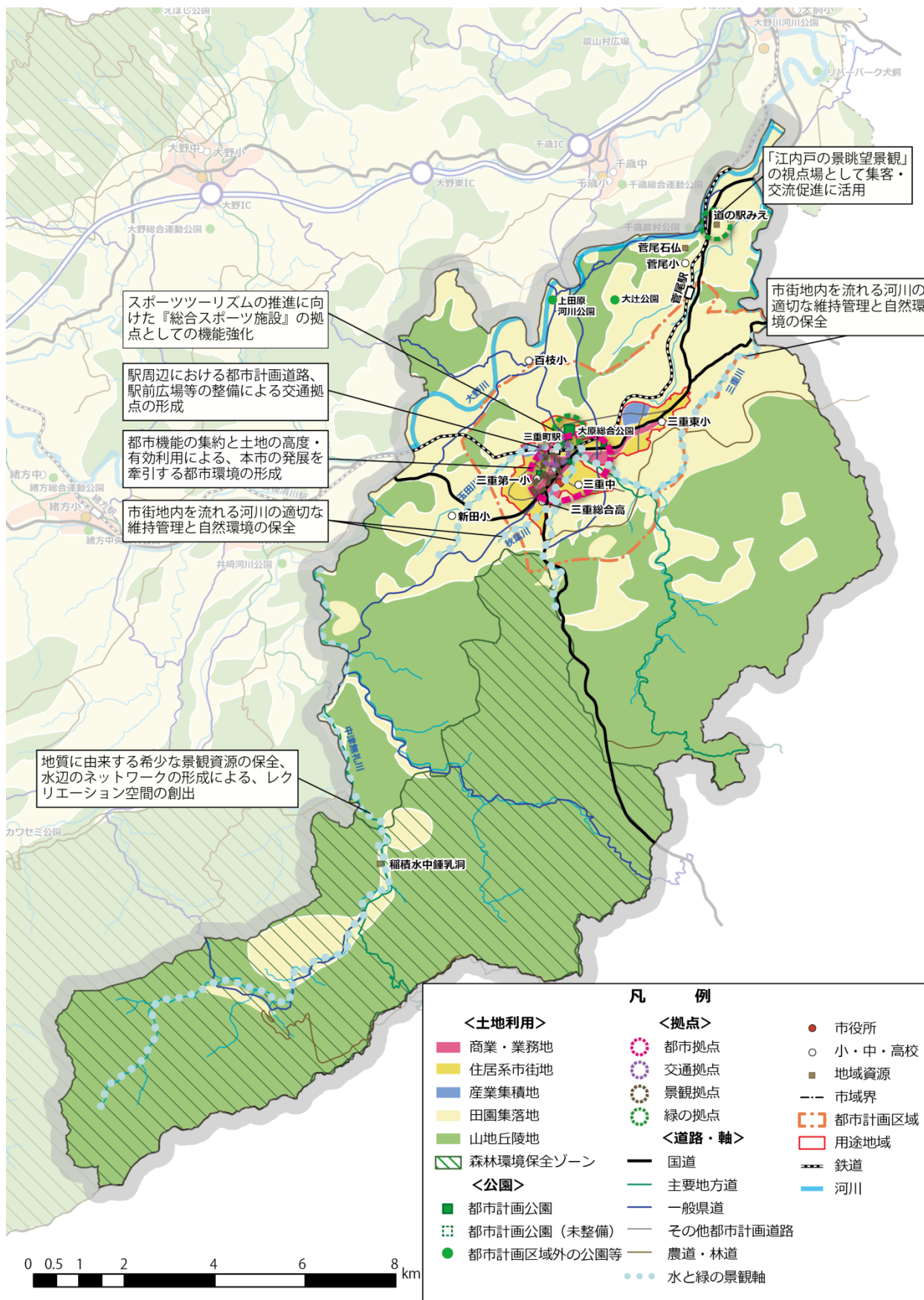
- 玉田川、三重川、秋葉川など市街地内を流れる河川は、流域が有している保水機能や遊水機能の維持や保全、河川管理施設の適切な維持管理による長寿命化に努めつつ、良好な水辺の自然環境の維持・保全を図り、親水空間としての整備・活用を検討します。
- また、地域南部を流れる河川上流部の自然環境の保全や防災対策を促進します。
- 上水道への加入促進、水道施設の維持管理に努めるとともに、水道未普及地区の対応について検討を進めます。
- 地域全体で、浄化槽の設置を促進し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図ります。

3) 景観形成の方針

- 「豊後大野市景観計画」に基づき、景観に大きな影響を及ぼす建築物などの行為の制限や景観上重要な建造物や樹木の保全、豊かな自然と調和した美しい農村景観の保全・創出など、美しいまちづくりに取り組みます。
- JR 三重町駅周辺、国道 326 号沿道などのまちの玄関口となる地区については、都市再生整備計画事業による整備にあわせ、歩いて楽しめるまちなかウォークアブル空間の形成や地域資源の有効活用などにより、本市の顔となる風格のある質の高い景観の形成を図ります。
- 三重川・中津無礼川などの河川水系景観地域は、地質に由来する希少な景観資源の保全を図りつつ、水辺のネットワークを形成し、レクリエーション空間の創出を図ります。
- 道の駅「みえ」は、景観形成重点地区に指定されている「江内戸の景眺望景観」の視点場として集客・交流促進に活用します。
- 優れた景観資源が存在し、良好な景観形成の可能性の高い三重町市場の歴史的町並みについては、地域住民の意見を聞きながら、景観計画を活用した建築物や井路などの景観資源の保全・活用と町並みの修景整備を検討します。

4) 市民協働まちづくりの方針

- 市民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進に向けて、市民活動団体の設立および活動支援の推進、まちづくりの人材育成、市民の意識醸成を図ります。



地域づくりの方針図（三重地域）

2-2 清川地域

(1) 地域の現況特性

- 清川地域は、本市のほぼ中央に位置し、面積約 47km²で、山地の多い地形となっています。
- 地域の北部に国道 502 号、JR 豊肥本線が通り、豊後清川駅や道の駅「きよかわ」、市役所清川支所、神楽会館、清川小学校などがあり、その周辺に小規模な市街地が形成されています。地域の南部は、奥岳川、中津無礼川などに沿って集落が点在する自然豊かな農村地域となっています。
- 地域の人口は 1,960 人（平成 27（2015）年 10 月）で、高齢化率は約 46.0%（平成 27（2015）年 10 月）となっています。

(2) 地域づくりの主要課題

- 人口の減少と高齢化が進んでおり、定住の促進など、地域の活性化が望まれています。
- 農業以外に主だった産業が無いため、国道・鉄道沿いにある利便性や地域の資源を活かした活性化方策を考える必要があります。

(3) 地域づくりの目標

道と川でつながる交流を育むまち

- ◆ 多くの人々の交流を育み、賑わいあふれるまちづくり
- ◆ 安全で快適な生活ができる、魅力あるまちづくり
- ◆ 豊かな自然を活かした、やすらぎの感じられる農村景観づくり

(4) 地域づくりの方針

1) 土地利用の方針

- 公共公益施設が集まる砂田地区から、道の駅「きよかわ」、ＪＲ豊後清川駅までのエリアを本地域における「地域拠点」として位置づけ、公共公益施設をはじめ、日常生活を支える交通結節機能、商業・医療・福祉機能などの集約を図ります。
- 桃の木台、市営柳井田住宅や天神地区から砂田地区の旧道沿いの市街地など、既存住宅地の生活環境の保全・向上を図り、本地域の定住の核として快適に住めるまちづくりを進めます。
- その他の地域は、関係法令に基づき農業・自然的土地利用の保全・活用を推進します。

2) 施設整備の方針

①道路・交通施設の整備方針

- 国道 502 号の歩道整備など安全対策の充実及び地域内を南北に結ぶ県道宇目清川線、牧口徳田竹田線、中津留轟牧口停車場線などの改良整備を関係機関に要望します。
- 井崎河川公園などの地域資源へのアクセス道路の改良や案内の充実を進めます。
- 地域内の農村集落の生活道路となっている市道の整備を進めます。
- ＪＲ豊後清川駅の利用促進を図るため、路線バス及びコミュニティバスの確保・維持に努め、あいのりタクシーなど地域の様々な団体との協働の維持・強化を検討します。また、交通結節点として異なる交通モードの乗り継ぎの円滑化、それに伴う公共交通機関の利用促進を図ります。

②公園・緑地の整備方針

- 井崎河川公園などの維持・整備を図るとともに、現在の緑豊かな環境を地域住民とともに守り育てます。

③河川及び上下水道施設の整備方針

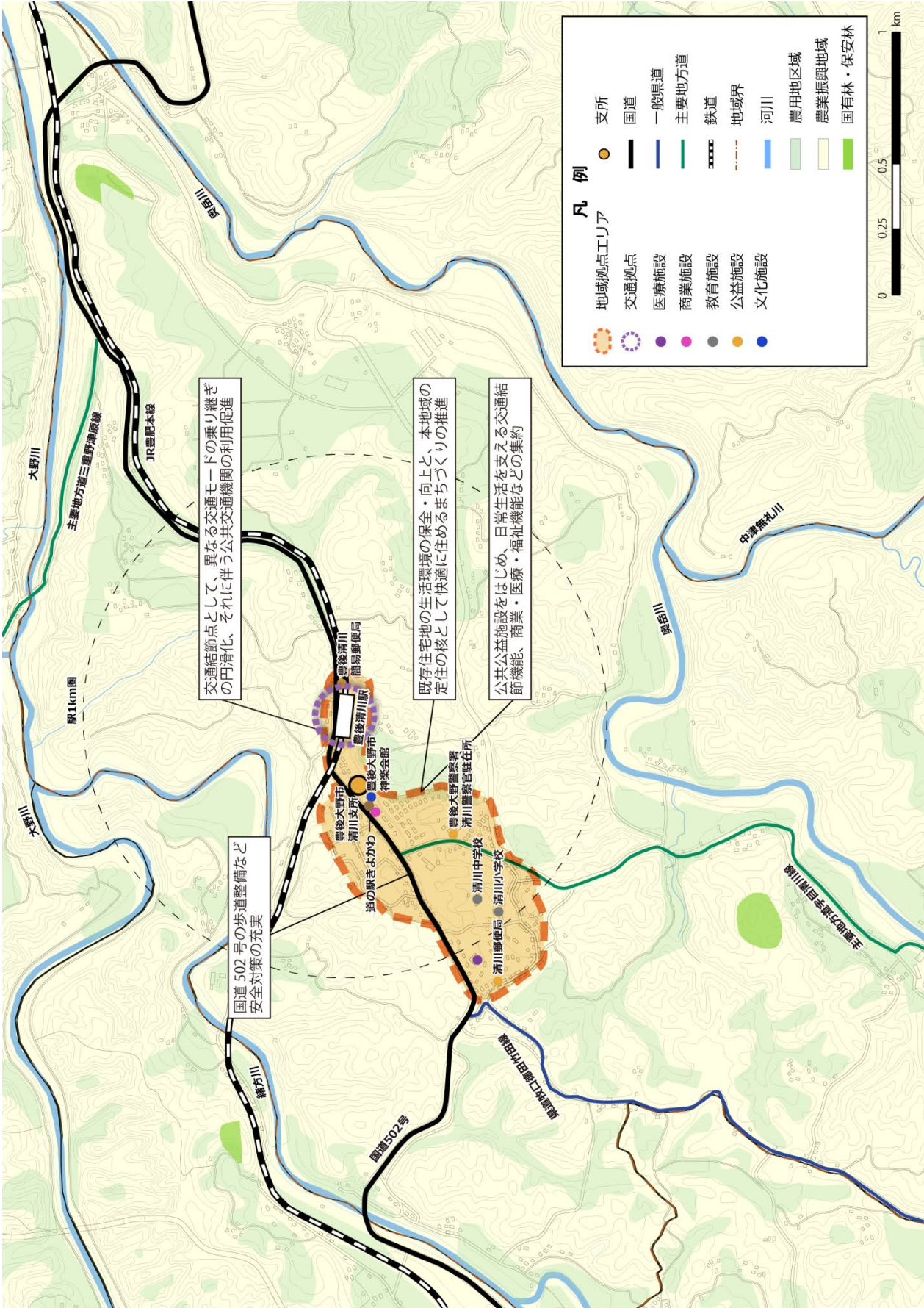
- 奥岳川など地域内の河川の防災対策を促進するとともに、良好な水辺の自然環境の維持・保全を図ります。
- 上水道への加入促進、水道施設の維持管理に努めるとともに、水道未普及地区の対応についての検討を進めます。
- 農業集落排水施設の有効活用と農業集落排水区域外での浄化槽の設置を促進し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図ります。

3) 景観形成の方針

- 「豊後大野市景観計画」に基づき、国道 502 号、JR 豊肥本線沿いに見える緑濃い自然景観を守るとともに、美しい風景の近景として、後背地の緑豊かな景観に調和する建物などの配置・形態意匠、植栽などを誘導し、交流を育むまちとしての魅力をアピールできるようにします。
- 奥岳川・中津無礼川などの河川水系景観地域は、地質に由来する希少な景観資源の保全を図りつつ、水辺のネットワークを形成し、レクリエーション空間の創出を図ります。
- 御嶽山の山頂に続く約 6km の林道である御嶽山桜ロードにおいては、桜の植樹活動の継続や観光資源としての保全・活用を図ります。

4) 市民協働まちづくりの方針

- 市民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進に向けて、市民活動団体の設立および活動支援の推進、まちづくりの人材育成、市民の意識醸成を図ります。



拠点周辺の地域づくりの方針図（清川地域）

2-3 緒方地域

(1) 地域の現況特性

- 緒方地域は、本市の西南部に位置し、面積約 148km²と広く、南側は祖母・傾山の山岳地となっています。地域北部の緒方川沿いの低地は、開けた水田地帯となっています。
- この地域は、かつて緒方庄と呼ばれた宇佐神宮の荘園で、平安末期から鎌倉初期にかけてこの地を中心に活躍した武将緒方惟栄が治めた歴史があり、石仏や江戸時代からの水路など多様な歴史資源や田園景観、原尻の滝など特色ある自然景観資源を有しています。
- 国道 502 号とJR 豊肥本線が通っており、緒方駅に近接して豊後大野市立市民病院が立地しています。旧日向街道沿いには、商店街の町並みが連なっています。
- 地域の南部は、徳田川や奥岳川などに沿って集落が点在する自然豊かな地域となっています。
- 地域の人口は 4,995 人（平成 27（2015）年 10 月）で、高齢化率は約 51.3%（平成 27（2015）年 10 月）となっています。

(2) 地域づくりの主要課題

- 本地域には、地域医療の中心である市民病院があり、支所が新設された緒方工業高校跡地に新たなまちづくりが進むとともに、原尻の滝及び隣接して設けられた道の駅「原尻の滝」に多くの観光客が訪れるなど、一定の活力を備えていますが、さらなる地域の活性化が望まれます。
- 本地域内にある市民病院などの拠点的な施設に対しては、周辺地域からアクセスしやすい道路・交通ネットワークを形成する必要があります。

(3) 地域づくりの目標

多くの人が集まる魅力あふれるまち

- ◆ やすらぎを大切にした賑わいのある、生活利便性の高いまちづくり
- ◆ 安全で快適な生活ができる、潤いのあるまちづくり
- ◆ 豊かな自然環境と農村景観を守り、育む交流が息づくまちづくり

(4) 地域づくりの方針

1) 土地利用の方針

- 市役所支所、市民病院などの公共公益施設が集まる馬場地区から、運動公園のある下自在地区までの既成市街地は、本地域における「地域拠点」として位置づけ、公共公益施設をはじめ、日常生活を支える交通結節機能、商業・医療・福祉機能などの集約を図ります。
- 旧緒方工業高校跡地については、「旧緒方工業高校跡地利用基本計画」に基づき、公共・福祉施設の整備とともに、憩いや賑わいの場となるような土地利用を推進します。
- JR 緒方駅周辺の旧日向街道沿い商店街の活性化を図ります。
- 道の駅の周囲は、観光拠点としての利用を図りつつ、周辺の農地の保全を図ります。
- 田園集落地は、農業施策との連携を図りながら、農業生産基盤の整った優良農地の保全に努めます。
- 地域南部の山地丘陵地は、自然環境と調和した地域環境の維持に努めます。また、森林環境保全ゾーンについては、自然公園地域の原生的な環境を保護するとともに、県道沿いなどの良好な自然環境を保全します。

2) 施設整備の方針

①道路・交通施設の整備方針

- 地域住民及び観光客の利便性を高めるため、地域連携軸となる主要地方道緒方朝地線や一般県道緒方大野線、地域内を南北に結ぶ主要地方道緒方高千穂線などの改良整備を関係機関に要望します。
- 俣楽の郷、緒方井路、宮迫石仏などを巡る散策ルート of 安全対策など整備・活用を図ります。
- 地域内の農村集落の生活道路となっている市道の整備を進めます。
- JR 緒方駅の利用促進を図るため、路線バス及びコミュニティバスの確保・維持に努め、地域の様々な団体との協働の維持・強化を検討します。また、交通結節点として異なる交通モードの乗り継ぎの円滑化、それに伴う公共交通機関の利用促進を図ります。

②公園・緑地の整備方針

- 緒方総合運動公園については、スポーツツーリズムに対応する機能の維持・強化を図るとともに、地域における身近な公園の維持・管理を適切に進めます。

③河川及び上下水道施設の整備方針

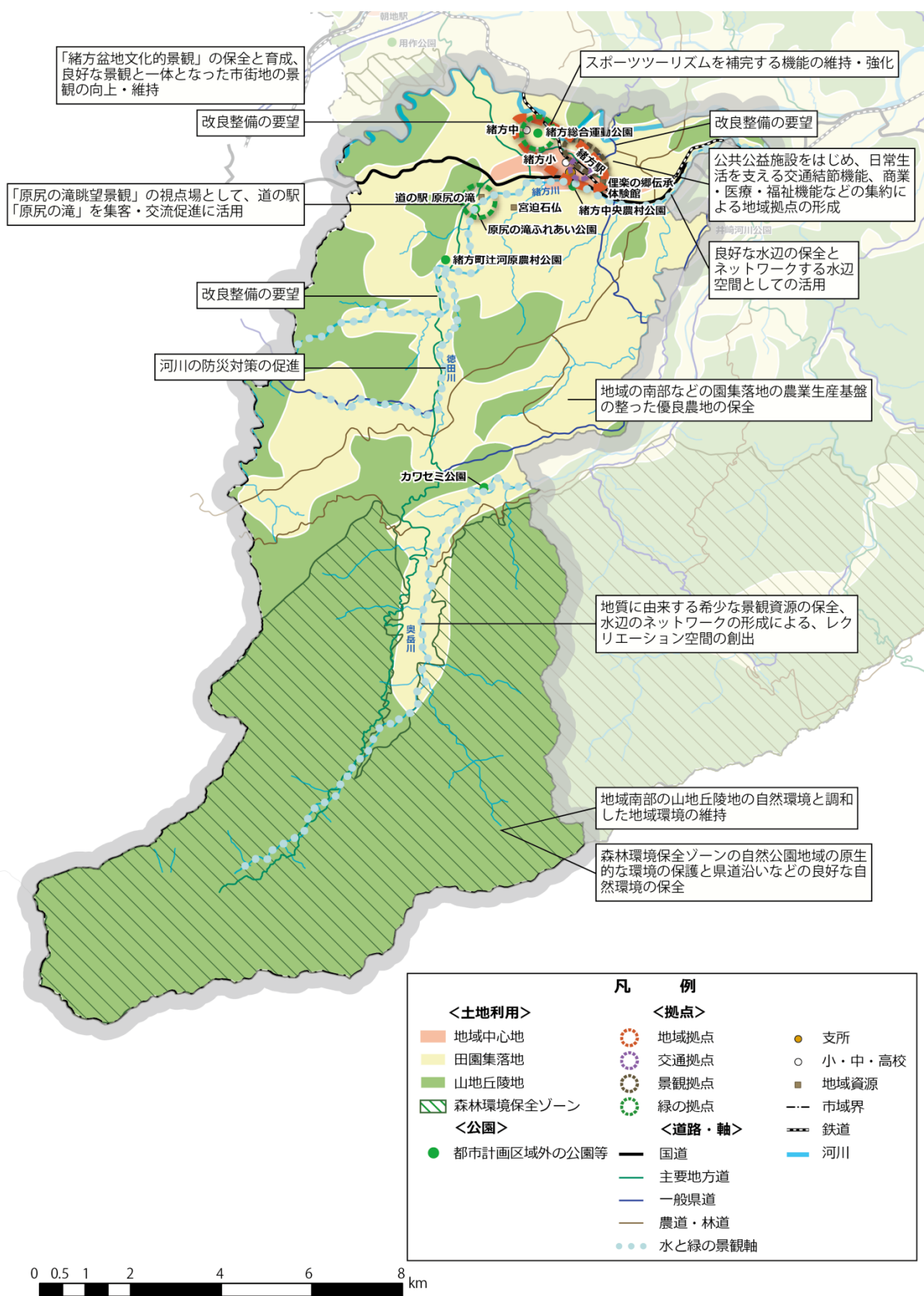
- 緒方川の良好な水辺の保全を図り、地域とネットワークする水辺空間としての活用に努めます。
- 徳田川など地域内の河川の防災対策を促進します。
- 上水道への加入促進、水道施設の維持管理に努めるとともに、水道未普及地区の対応についての検討を進めます。
- 農業集落排水施設の有効活用と農業集落排水区域外での浄化槽の設置を促進し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図ります。

3) 景観形成の方針

- 「豊後大野市景観計画」に基づき、国道 502 号、JR 豊肥本線沿いに見える緑濃い自然景観を守るとともに、美しい風景の近景として、後背地の緑豊かな景観に調和する建物などの配置・形態意匠、植栽などを誘導し、交流を育むまちとしての魅力をアピールできるようにします。
- 市街地では、地域拠点内の支所、市民病院周辺の町並み形成を誘導し、新しく魅力ある都市的景観をつくります。旧日向街道沿いについては、商店街の町並みの雰囲気、文化的景観の重要な要素である緒方井路の水を大切にしたい、落ち着いた景観形成を誘導します。
- 景観形成重点地区に指定されている「緒方盆地文化的景観」は、文化的景観の保全と育成に努め、良好な景観と一体となった市街地の景観の向上・維持に努めます。
- また、道の駅「原尻の滝」は、景観形成重点地区に指定されている「原尻の滝眺望景観」の視点場として集客・交流促進に活用します。
- 地域内に点在する各種地域資源をつなぐ散策路の整備などの検討により、歩いて楽しめるウォークアブル空間の形成に努めます。
- 地域北部の緒方川や南部の奥岳川沿いの河川水系景観地域は、地質に由来する希少な景観資源の保全を図りつつ、水辺のネットワークを形成し、レクリエーション空間の創出を図ります。

4) 市民協働まちづくりの方針

- 市民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進に向けて、市民活動団体の設立および活動支援の推進、まちづくりの人材育成、市民の意識醸成を図ります。



地域づくりの方針図（緒方地域）

2-4 朝地地域

(1) 地域の現況特性

- 朝地地域は、本市の北西部に位置し、面積約 68km²で、北部の広い範囲が神角寺芹川県立自然公園を含む山地となっており、地域南部についても起伏の多い地形となっています。
- 朝地駅周辺には、公共公益施設が集まり、旧道沿いに小規模な市街地が形成されています。
- 地域の南部には、江戸時代岡藩主が家老に下賜した紅葉で有名な用作公園、県内最大の普光寺磨崖仏があり、市街地の北約 3km のところに彫刻家朝倉文夫の記念公園があります。
- 地域の南部を東西に中九州横断道路（国道 57 号）が通り、道の駅「あさじ」に近接して朝地インターチェンジが整備されています。
- 地域の人口は 2,582 人（平成 27（2015）年 10 月）で、高齢化率は約 47.3%（平成 27（2015）年 10 月）となっています。

(2) 地域づくりの主要課題

- 本地域は、平坦地の少ない地形であるため、大きな市街地が形成されておらず、JR 駅・支所周辺と道の駅周辺とに生活利便機能が分散していることから、これらの連携による地域拠点としての機能の整備・充実が必要です。
- 朝倉文夫記念公園や用作公園など、本地域内にある歴史・文化資源へアクセスしやすい道路・交通ネットワークの形成の必要があります。

(3) 地域づくりの目標

広域交通網を活かし活力を育むまち

- ◆ 広域交通基盤を活かした、交流が生まれるまちづくり
- ◆ 安全で安心して住み続けられる、生活利便性が確保されたまちづくり
- ◆ 豊かな自然環境と特色ある公園を活かした、文化の感じられるまちづくり

(4) 地域づくりの方針

1) 土地利用の方針

- 公共公益施設が集まる朝地支所周辺及び朝地小・中学校周辺から、道の駅のある板井迫大恩寺地区までの範囲は、「地域拠点」として位置づけ、公共公益施設をはじめ、日常生活を支える交通結節機能、商業・医療・福祉機能などの集約を図ります。
- 朝地インターチェンジ周辺は、産業機能の立地などを目指した新たな土地利用計画を検討します。
- 地域北部の森林環境保全ゾーン、南部の用作公園周辺については、自然公園地域の良好な自然環境を保護するとともに、レクリエーション機能の充実を検討します。

2) 施設整備の方針

①道路・交通施設の整備方針

- 朝倉文夫記念公園へのアクセス道路となる県道池田大原線の整備を促進するとともに、用作公園へのアクセスルートの確保・整備を図ります。
- 地域内の農村集落の生活道路となっている市道の整備を進めます。
- JR 朝地駅の利用促進を図るため、路線バス及びコミュニティバスの確保・維持に努め、異なる交通モードの乗り継ぎの円滑化、それに伴う公共交通機関の利用促進を図ります。

②公園・緑地の整備方針

- 朝倉文夫記念公園、用作公園の活用を図るとともに、県立自然公園の保全を図ります。

③河川及び上下水道施設の整備方針

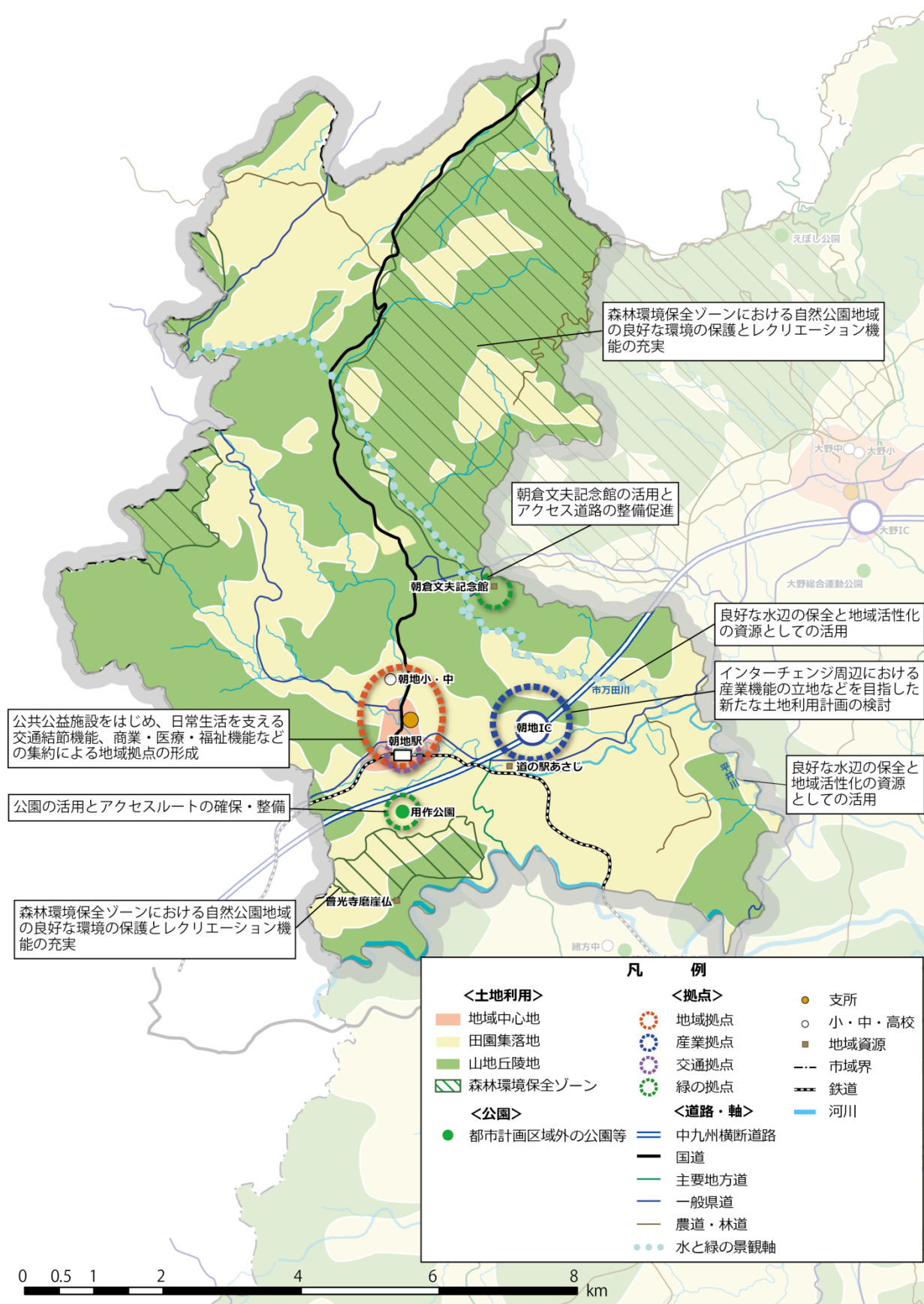
- 平井川や市万田川などの良好な水辺環境の保全を図り、地域活性化の資源としての活用を検討します。
- また、地域内の河川や地すべり・急傾斜地指定地などの防災対策を促進します。
- 上水道への加入促進、水道施設の維持管理に努めるとともに、水道未普及地区の対応について検討を進めます。
- 浄化槽の設置を促進し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図ります。

3) 景観形成の方針

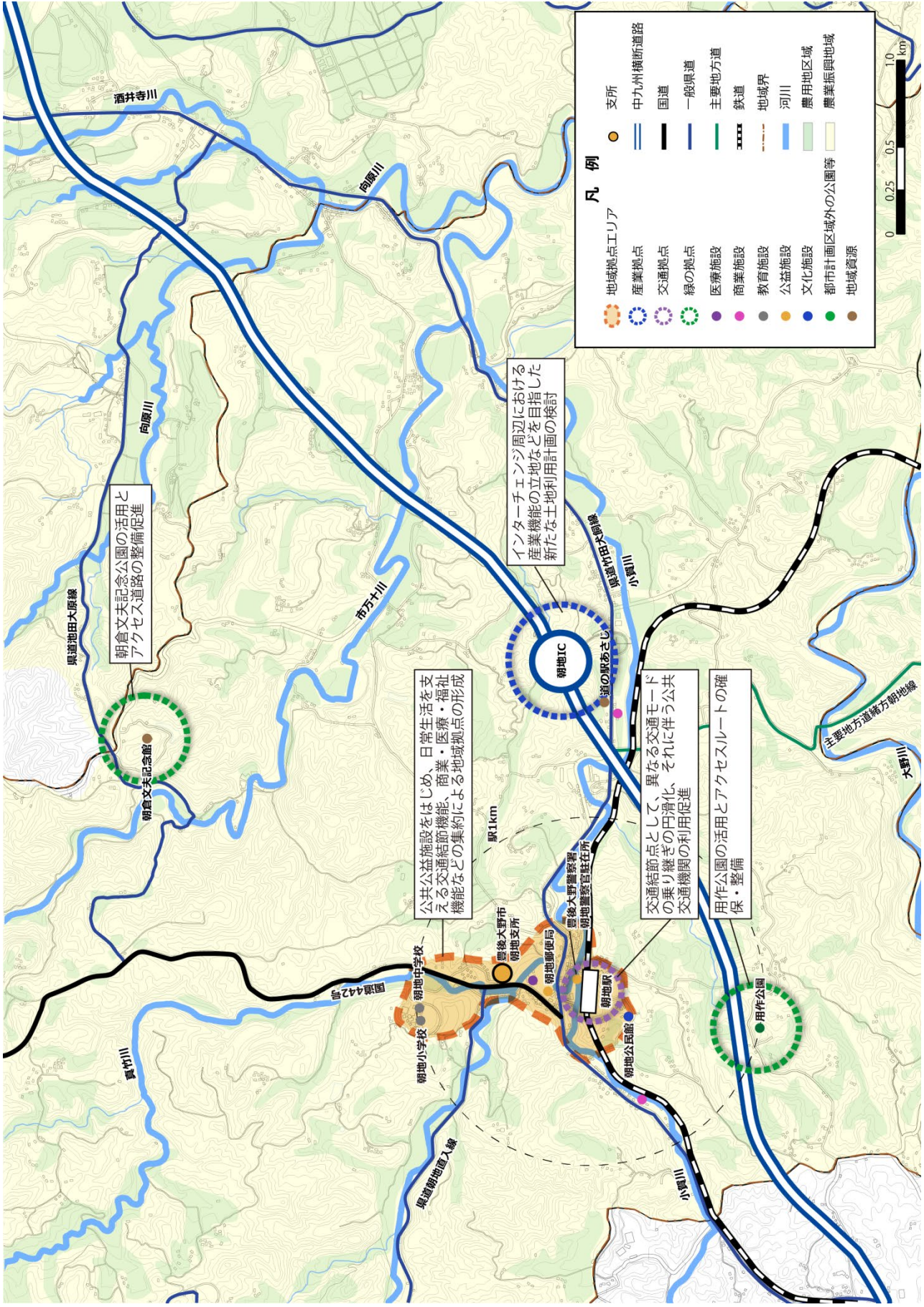
- 県道 57 号、442 号、JR 豊肥本線沿いなど美しい風景の近景は、「豊後大野市景観計画」に基づき、後背地の緑豊かな景観に調和する建物などの配置・形態意匠、植栽などを誘導するとともに、自然公園区域やジオサイトの優れた自然の風景地を維持・保全します。

4) 市民協働まちづくりの方針

- 市民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進に向けて、市民活動団体の設立および活動支援の推進、まちづくりの人材育成、市民の意識醸成を図ります。



地域づくりの方針図（朝地域域）



拠点周辺の地域づくりの方針図（朝地地域）

2-5 大野地域

(1) 地域の現況特性

- 大野地域は、本市の北部中央に位置し、面積約 109km²で、北西部は神角寺芹川県立自然公園を含む山地となっており、地域南部はやや起伏の多い台地地形となっています。
- 地域の中央を東西に中九州横断道路（国道 57 号）が整備されています。南北方向に主要地方道三重野津原線、大分大野線が通り、県道百枝大野線、緒方大野線など放射状に配置された道路網により、市域外及び市内の都市拠点、各地域拠点と結ばれています。
- 地域のほぼ中央、県道 57 号沿いの田代川の低地に田中地区のまとまった市街地が形成されており、その南側の中九州横断道路大野インターチェンジ周辺に、市役所大野支所や商業施設などが立地する、ぬく森パークおおのが整備されています。
- 地域内には、磨崖仏や由緒ある社寺などの歴史資源、師田原ダム、ふるさと体験村、えぼし公園など自然の中の観光スポットがあります。
- 地域の人口は 4,291 人（平成 27（2015）年 10 月）で、高齢化率は約 47.9%（平成 27（2015）年 10 月）となっています。

(2) 地域づくりの主要課題

- 市役所支所周辺の田中地区は、公共施設や生活利便施設の集約と機能の充実が必要です。
- 市外や周辺地域を結ぶ国・県道など幹線道路の整備・改良を促進し、地域間の連携を強化することが必要です。また、本地域内の各所にある歴史資源や観光スポットへアクセスしやすい道路・交通ネットワークの充実が必要です。

(3) 地域づくりの目標

ぬくもりと活力のある明るいまち

- ◆ 多方面につながる交通網を活かし、バランスのとれた発展をするまちづくり
- ◆ 生活利便性に優れた、住みよいまちづくり
- ◆ 豊かな自然環境に囲まれたやすらぎのあるまちづくり

(4) 地域づくりの方針

1) 土地利用の方針

- 市役所支所などの公共公益施設が集まる田中地区は、本地域における「地域拠点」として位置づけ、公共公益施設をはじめ、日常生活を支える交通結節機能、商業・医療・福祉機能などの集約を図ります。
- 既存住宅地の生活環境の保全・向上を図り、本地域の定住の核として快適に住めるまちづくりを進めます。
- 大野インターチェンジ周辺における新たな産業機能の立地の可能性を検討します。

2) 施設整備の方針

①道路・交通施設の整備方針

- 地域住民の利便性を高め、地域の活性化を図るため、地域連携軸となる主要地方道三重野津原線、大分大野線、県道百枝大野線、緒方大野線などの改良整備を関係機関に要望します。
- 地域内の農村集落の生活道路となっている市道の整備を進めます。
- コミュニティバス、路線バスの再編・充実を図り、地域内周辺部と地域拠点間、周辺地域との移動の利便性を確保します。

②公園・緑地の整備方針

- 大野総合運動公園のスポーツツーリズムに対応する機能の維持・強化を図るとともに、県立自然公園の保全を図ります。
- 市街地内の身近な公園・遊び場の確保について検討します。

③河川及び上下水道施設の整備方針

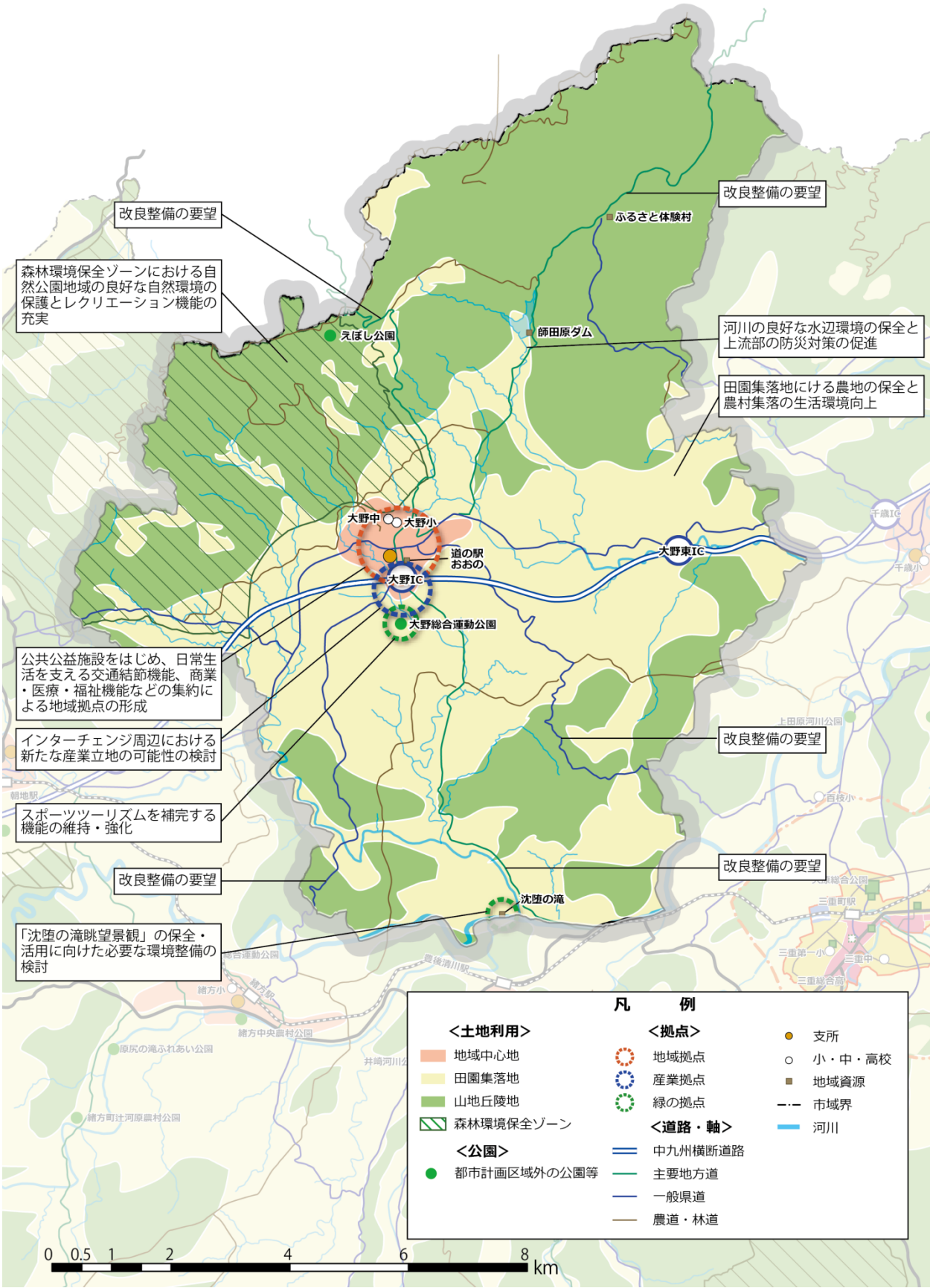
- 地域内の河川の良い水辺環境の保全を図るとともに、上流部の防災対策を促進します。
- 上下水道施設の維持管理、加入促進に努めるとともに、水道未普及地区の対応についての検討を進めます。
- 公共下水道の有効活用と維持管理に努めるとともに、公共下水道区域外での浄化槽の設置を促進し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図ります。

3) 景観形成の方針

- 県道 57 号など主要な幹線道路沿いの美しい風景の近景は、「豊後大野市景観計画」に基づき、後背地の緑豊かな景観に調和する建物などの配置・形態意匠、植栽などを誘導し、沿道景観を誘導するとともに、主要な観光スポット周辺における魅力ある景観づくりを検討します。
- 大野川中流域広域農道（奥豊後グリーンロード）を中心とした、穏やかな田園景観を保全します。
- 景観形成重点地区に指定されている「沈墮の滝眺望景観」の保全・活用に向けて、老朽化している散策・展望施設の改修や駐車場など必要な環境整備を検討します。

4) 市民協働まちづくりの方針

- 市民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進に向けて、市民活動団体の設立および活動支援の推進、まちづくりの人材育成、市民の意識醸成を図ります。



地域づくりの方針図（大野地域）

2-6 千歳地域

(1) 地域の現況特性

- 千歳地域は、本市の北東部大野川の北側に位置し、面積約 21km²と各地域の中で最も狭い地域です。標高の比較的に低い山に囲まれ、大野川及び茜川沿いの低地や丘陵地上に農地と集落が広がっています。
- 地域の中央を東西に中九州横断道路（国道 57 号）が通り、県道三重新殿線バイパスに接続する千歳インターチェンジが整備されており、三重地域の都市拠点へのアクセス道路となっています。その他広域農道が整備されており、地域内の道路ネットワークを形成しています。
- 公共公益施設は、県道三重新殿線（旧道）沿いの新殿地区にあり、商店や住宅がその周囲に集積してコンパクトな市街地が形成されています。
- 千歳インターチェンジ周辺には、工場が進出しており、今後もこのような産業機能の立地による地域の活性化が期待されます。
- 市街地南側の台地上に運動公園、大野川河畔に農村公園が整備されています。また地域内には、白鹿山妙覚寺、白鹿山自然公園などの歴史的資源があり、白鹿山は季節の花や眺望が美しい自然公園となっています。
- 地域の人口は 2,139 人（平成 27（2015）年 10 月）で、高齢化率は約 40.5%（平成 27（2015）年 10 月）となっています。

(2) 地域づくりの主要課題

- 市役所支所周辺の新殿地区では、地域の中心となる公共施設や既存商店などの生活利便施設を維持・充実させ、地域住民の暮らしを支えていく必要があります。
- 中九州横断道路インターチェンジ、県道三重新殿線バイパスの整備効果を活用し、地域の活性化に資する土地利用のあり方を検討する必要があります。

(3) 地域づくりの目標

ゆとりと潤いのある豊かなまち

- ◆ 産業の発展と人々の賑わいあふれる、活力あるまちづくり
- ◆ ゆとりのある生活環境を持った、豊かに暮らせるまちづくり
- ◆ 豊かな自然環境を活かした、潤いの感じられるまちづくり

(4) 地域づくりの方針

1) 土地利用の方針

- 公共公益施設が集まる新殿地区は、本地域における「地域拠点」として位置づけ、千歳公民館跡地の活用を検討しつつ、公共公益施設をはじめ、日常生活を支える交通結節機能、商業・医療・福祉機能などの集約を図ります。
- 既存住宅地の生活環境の保全・向上を図り、快適に住めるまとまりのある定住市街地を確保します。
- 千歳インターチェンジ周辺における新たな企業立地および住宅開発の誘導を推進します。
- 田園集落地における地域内の優良農地の保全と農村集落の生活環境向上に努めます。
- 地域内の山林や河川沿いなどの自然地については、その環境や景観を守るとともに、レクリエーション地区などとしての活用を検討します。

2) 施設整備の方針

①道路・交通施設の整備方針

- 本市の重要な地域連携軸となる県道三重新殿線バイパスの全線供用に向けた整備を促進するとともに、地域拠点や県道三重新殿線バイパスに集散する地域内の他の幹線道路や主要な市道などによる、円滑に移動できる道路ネットワークの形成を図ります。
- コミュニティバス、路線バスの再編・充実を図り、地域内周辺部と地域拠点間、周辺地域との移動の利便性を確保します。

②公園・緑地の整備方針

- 千歳総合運動公園のスポーツツーリズムに対応する機能の維持・強化を図ります。

③河川及び上下水道施設の整備方針

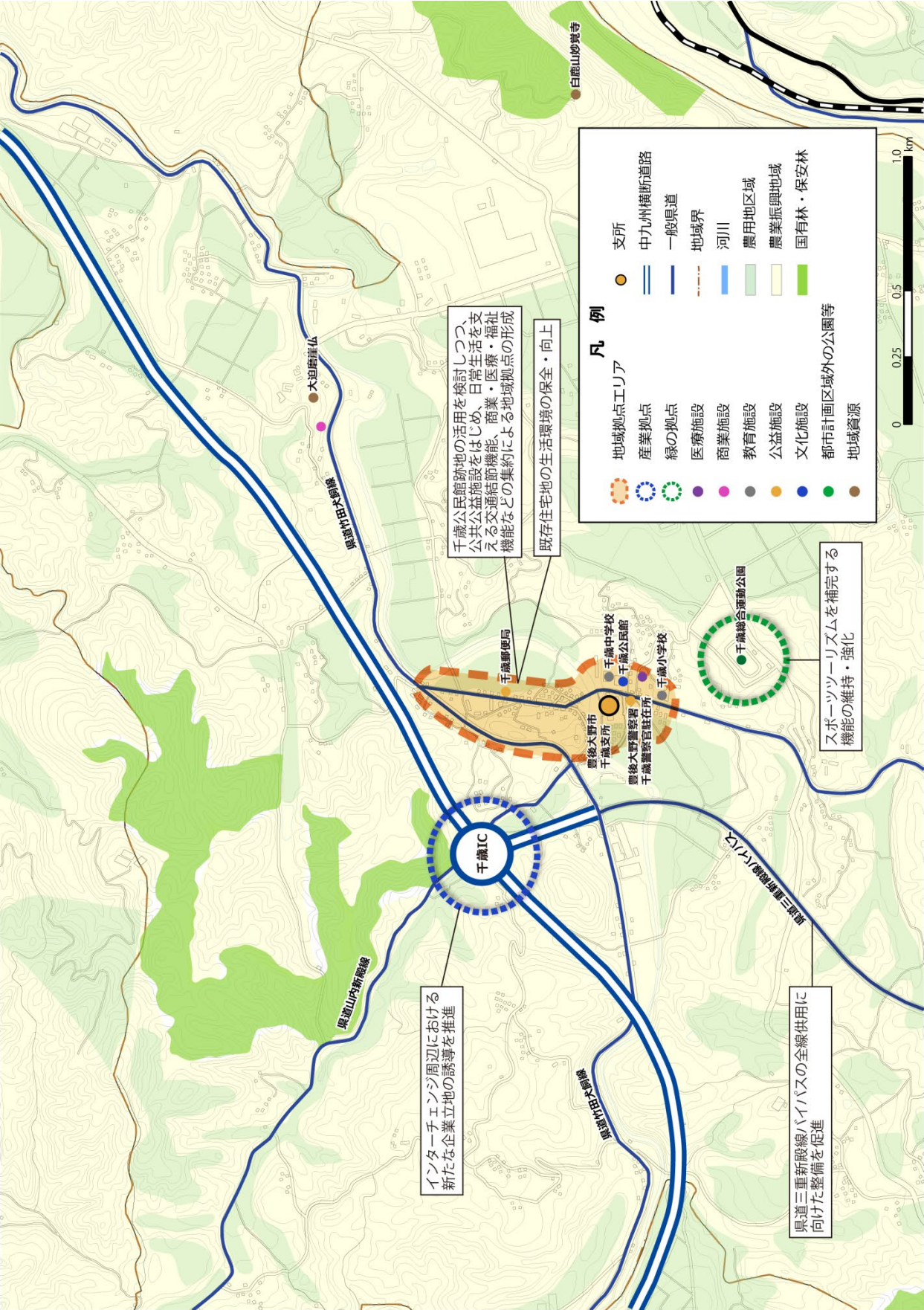
- 地域内の河川の良い水辺環境の保全を図るとともに、上流部の防災対策を促進します。
- 上下水道施設の維持管理、加入促進に努めます。
- 浄化槽の設置を促進し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図ります。

3) 景観形成の方針

- 県道 57 号など、主要な幹線道路沿いの美しい風景の近景は、「豊後大野市景観計画」に基づき、後背地の緑豊かな景観に調和する建物などの配置・形態意匠、植栽などを誘導し、沿道景観を誘導します。
- 特に、「豊後大野市景観計画」において景観形成重点地区に指定されている「江内戸の景眺望景観」は、豊後大野市を象徴する河岸・農村景観として次世代に引き継げるよう保全します。
- 妙覚寺のある白鹿山からの美しい農村景観を保全するとともに、観光資源としての活用を検討します。
- 千歳インターチェンジ周辺での新たな土地利用を行う場合には、落ち着いたある農村景観を阻害しないよう誘導します。
- 県道三重新殿バイパス（愛称：豊後花咲きロード）沿道においては、花の植え付けなどの活動をとおして、地域住民との連携を図りながら色彩豊かな農村景観の形成を推進します。
- 大野川の河川水系景観地域は、地質に由来する希少な景観資源の保全を図りつつ、水辺のネットワークを形成し、レクリエーション空間の創出を図ります。

4) 市民協働まちづくりの方針

- 市民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進に向けて、市民活動団体の設立および活動支援の推進、まちづくりの人材育成、市民の意識醸成を図ります。



拠点周辺の地域づくりの方針図（千歳地域）

2-7 犬飼地域

(1) 地域の現況特性

- 犬飼地域は、大分市に隣接する本市の北東部に位置し、面積約 47km² の地域です。
- 地域の東部、大野川の右岸を国道 10 号が通り、国道 57 号は国道 10 号との交差点から県道 57 号となり、国道 326 号がここから分かれ本市の入口となるとともに、市街地に近接して犬飼インターチェンジが整備されています。また、左岸には JR 豊肥本線が通り、市街地の北端に駅があります。
- 蛇行する大野川は犬江釜峡と言われる景勝地をかたちづくり、沿川にはリバーパーク犬飼が整備されているほか、工場団地が立地しています。福祉施設やスポーツ施設は市街地南部の小高い山上に配置されています。
- 地域の人口は 3,658 人（平成 27（2015）年 10 月）で、高齢化率は約 39.3%（平成 27（2015）年 10 月）となっています。

(2) 地域づくりの主要課題

- 市役所支所周辺の犬飼地区では、本市の玄関口であり、犬飼インターチェンジやリバーパーク犬飼を活かした企業誘致や観光客の誘致など、地域の活性化方策を検討する必要があります。
- 大野川沿いの特色ある自然景観や国道 326 号沿いなどの農村景観を保全し、地域の活性化とイメージアップに活用することが必要です。

(3) 地域づくりの目標

水・緑と共生する安全で快適なまち

- ◆ 交通利便性を活かした、多様な産業が発展するまちづくり
- ◆ 安全で快適な生活ができる、魅力あるまちづくり
- ◆ 豊かな水辺環境や農地を活かした、交流が生まれるまちづくり

(4) 地域づくりの方針

1) 土地利用の方針

- 市役所支所や商店などが集まる犬飼地区を中心に、北は JR 犬飼駅、南は田原地区の建て替えられた犬飼公民館を中心とした公共公益施設を含む範囲は、本地域における「地域拠点」として位置づけ、公共公益施設をはじめ、日常生活を支える交通結節機能、商業・医療・福祉機能などの集約を図ります。
- 既存住宅地の生活環境の保全と安全確保を図り、定住市街地としての快適性を高めます。
- 地域内の河川沿いなどの自然地の環境や景観を守るとともに、レクリエーション地区としての活用を検討します。

2) 施設整備の方針

①道路・交通施設の整備方針

- 広域連携軸である国道の防災対策、交通安全対策などを関係機関に要望します。また、地域西部の基幹道路となっている県道中土師犬飼線の円滑な交通と災害からの安全性を確保する整備を促進します。
- JR 犬飼駅の利用促進を図るため、路線バス及びコミュニティバスの確保・維持に努め、異なる交通モードの乗り継ぎの円滑化、それに伴う公共交通機関の利用促進を図ります。

②公園・緑地の整備方針

- 総合グラウンドやリバーパーク犬飼、犬飼地区の河川公園など既設の公園の充実・活用を図ります。

③河川及び上下水道施設の整備方針

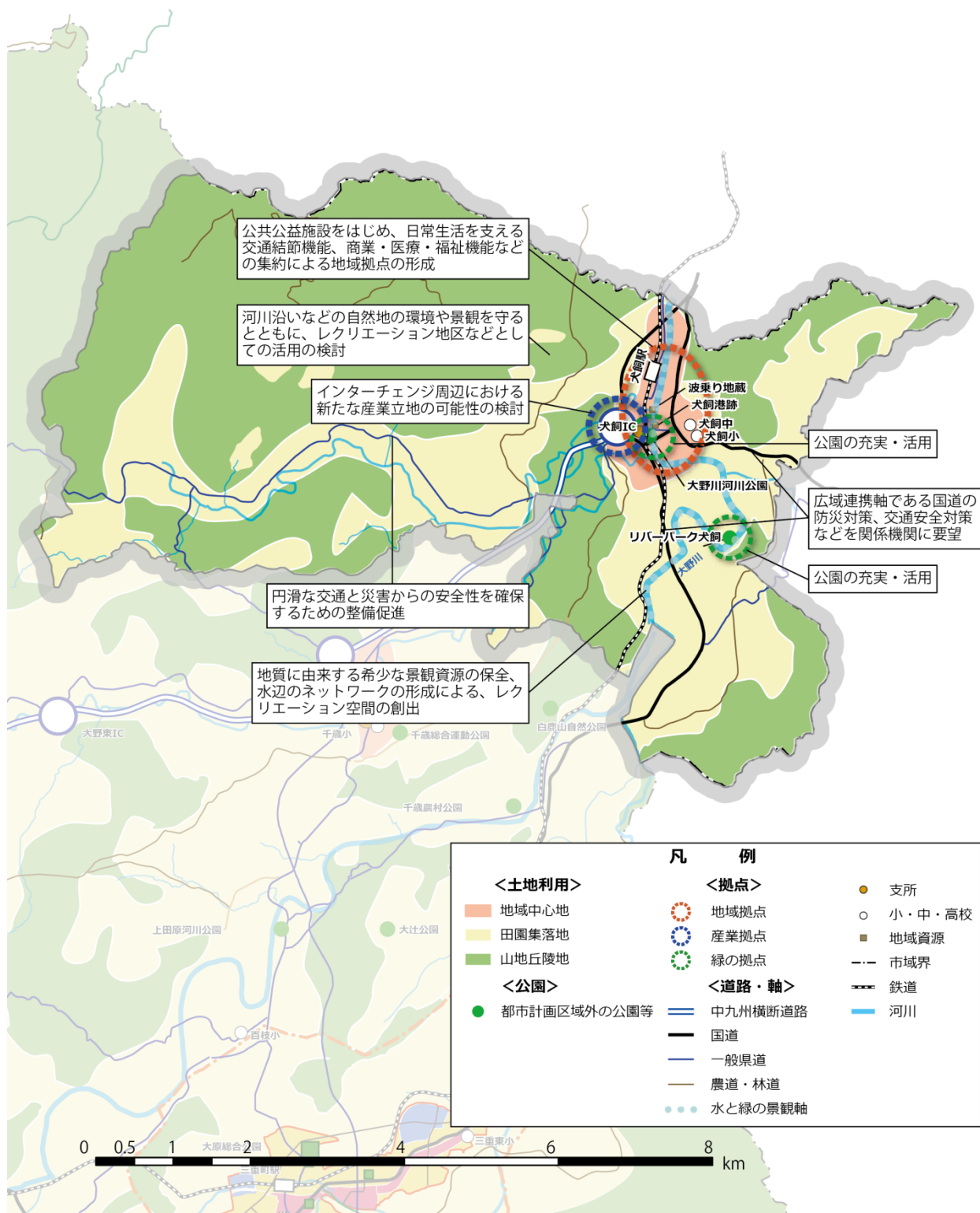
- 地域内の河川の良い水辺環境の保全を図るとともに、上流部の防災対策を促進します。
- 上水道施設の維持管理、加入促進に努めます。
- 浄化槽の設置を促進し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図ります。

3) 景観形成の方針

- 中九州横断道路（国道 57）及び県道 57 号や国道 326 号など主要な幹線道路沿いの美しい風景の近景は、「豊後大野市景観計画」に基づき、後背地の緑豊かな景観に調和する建物などの配置・形態意匠、植栽などを誘導し、沿道景観を誘導します。
- 特に、国道 10 号から見える地域拠点の市街地景観を周囲の自然景観と調和するよう誘導し、本市の玄関口としてのイメージ形成を図ります。
- 大野川の河川水系景観地域は、地質に由来する希少な景観資源の保全を図りつつ、水辺のネットワークを形成し、レクリエーション空間の創出を図ります。

4) 市民協働まちづくりの方針

- 市民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進に向けて、市民活動団体の設立および活動支援の推進、まちづくりの人材育成、市民の意識醸成を図ります。



地域づくりの方針図（犬飼地域）



1. 協働のための仕組みづくり

まちづくりや地域づくりは、都市や地域に生活し、活動している市民、事業者、教育機関、行政の協働により、知恵と行動を結集し、相互に支援し合いながら取り組むことが重要となります。まちづくりの目標の実現化に向けた、適切な役割分担により、多様な主体が参加するまちづくりを進めていきます。

1-1 主体の役割

(1) 市民

- 市民は、地域づくりの主役、また担い手として、地域づくりルールの検討、まちづくり活動への積極的な参加のほか、身近な道路・公園などの管理運営にも関わります。
- 自分たちが住む地域に関心を持つことで、地域の状況をもう一度見直し、よいところを再発見し、自らできることから始めていくことが重要となります。そのため、市民自身が地域づくりの主役であり、担い手であるという意識を持ち、地域活動や、まちづくり活動への主体的かつ積極的な参加が求められます。

(2) 事業者

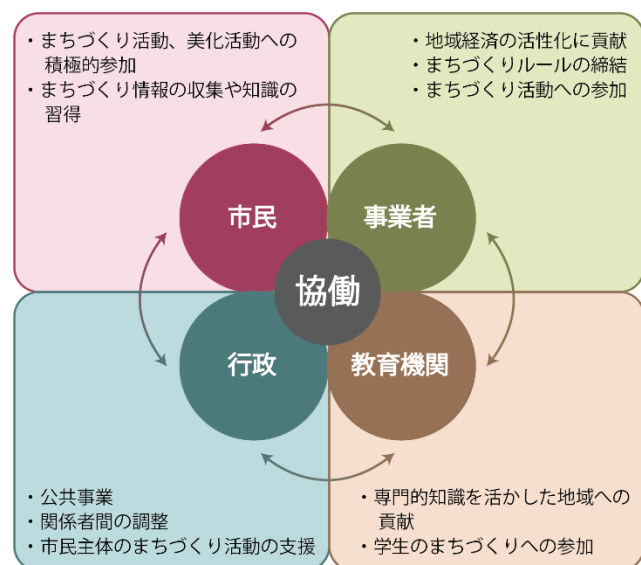
- 事業者は、事業活動を通じて地域経済の活性化に対して、積極的に貢献していくことが重要です。
- まちづくりの担い手としての役割と責任を理解し、積極的にまちづくりへ参加・協力することにより、社会貢献を果たしていくことが求められます。

(3) 教育機関

- 教育機関は、本市のまちづくりへの積極的な助言や提案を行うとともに、地域との結びつきを高め、まちづくり活動への支援や参加が求められます。

(4) 行政

- 行政は、市民、事業者、教育機関との協働により、都市計画の決定や具体的な事業を積極的に推進していくため、最も効果的な手法を活用し、広域的・根幹的な施設の整備や維持管理を担います。
- また、関係者間の調整を行うとともに、まちづくりに関する情報発信、意識啓発を適宜行い、自主的なまちづくり活動への支援、まちづくり推進体制の充実などに努めます。



まちづくり主体の役割

1-2 行政としての総合力の発揮

(1) 庁内の協力体制の強化

- 都市計画マスタープランが都市計画の総合的な指針として機能するためには、都市計画分野はもとより産業、環境、福祉、教育、文化などの各分野と連携した横断的なまちづくりが不可欠となります。
- そのため、計画、事業実施、評価、見直しといった、施策の進行管理における各段階で関係部署との協議・調整を行うとともに、住民参加によるまちづくりに関する検討の場に積極的に関わっていくことで、将来都市像の実現を目指します。

(2) 意識啓発のための活動や市民参加機会の拡充

- 「わたしたちが暮らしている地域や地区の問題点は何か」、「まちづくりとはどのようなものなのか」など、まちづくりに関する様々な情報提供や問題提起をすることで、市民の関心を喚起していくことが必要です。
- 市の広報紙やホームページでの情報公開、パンフレットなどによるPR、シンポジウムやセミナーの開催、優れたまちづくり活動団体の表彰など、まちづくりに関する意識啓発・情報発信のための取り組みを拡充させていきます。

(3) まちづくりリーダーの発掘・育成

- 市民主体のまちづくり活動を進めるためには、地域や地区においてまちづくりのリーダーとなる人材（キーパーソン）の発掘・育成が重要となります。
- そのため、まちづくりに関する市民参加機会の場を通じたリーダーの発掘、及びその後の育成に努めます。

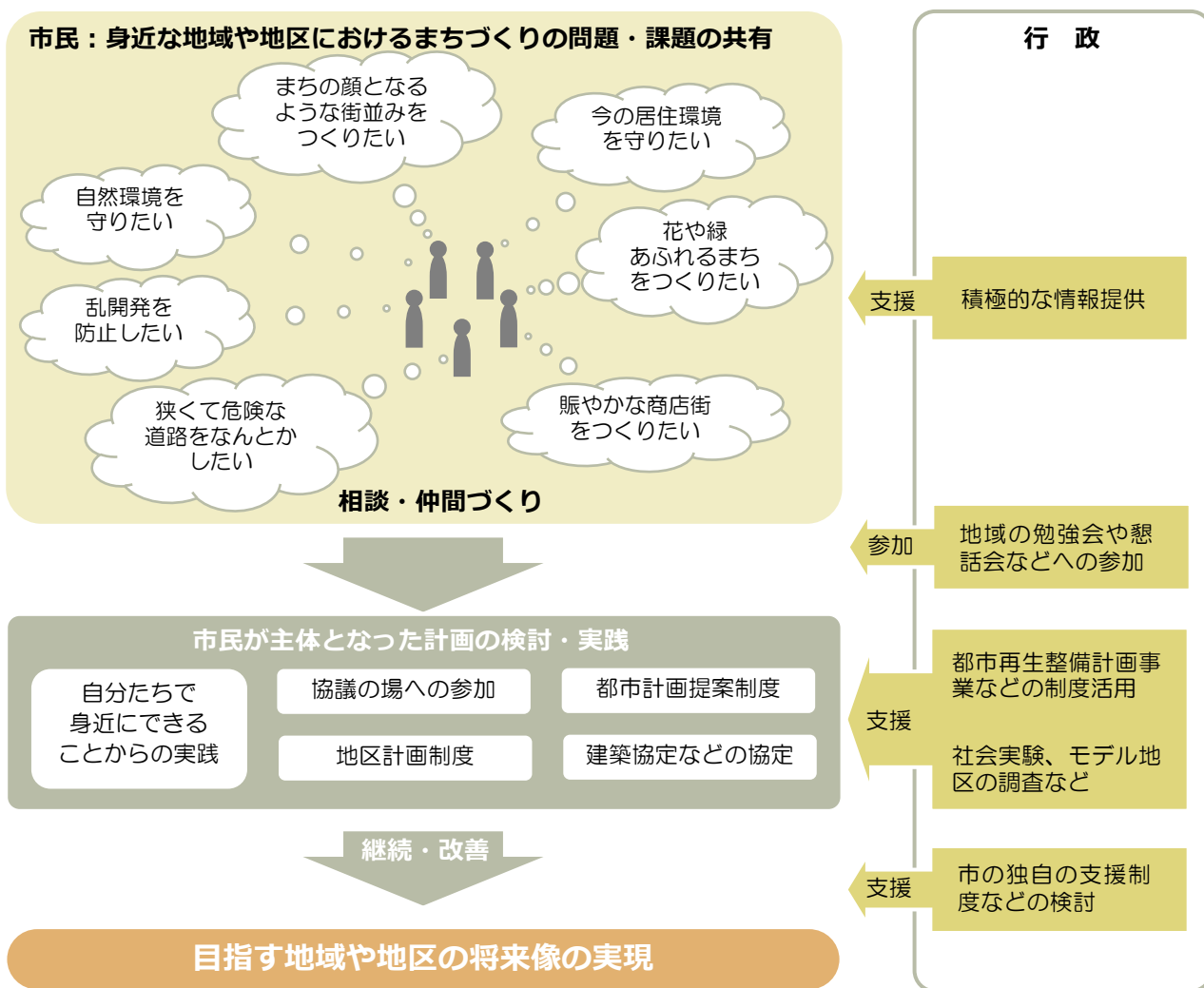
(4) 国・県・周辺市町などとの連携

- 将来都市像の実現にむけた、拠点形成や広域・地域連携軸の整備に関しては、国・県・周辺市町や各種関係機関との連携・協力が不可欠です。
- また、広域的な道路や河川の整備については、管理者である国・県に対して、事業の早期実現を働きかけていきます。

1-3 市民が主体となったまちづくり活動の実践

市民が主体的にまちづくりに参加するためには、身近なまちづくりに対する意識醸成を図るとともに、市民が積極的に活動できる環境を整え、活動の輪を広げることにより、市全体に浸透させる仕掛けづくりが必要です。

そのためには、より一層の庁内連携を図り、まちづくりに関する情報の提供、助言をはじめ、各種制度の活用などにより、市民にとって身近な地域や地区における取り組みを支援していきます。

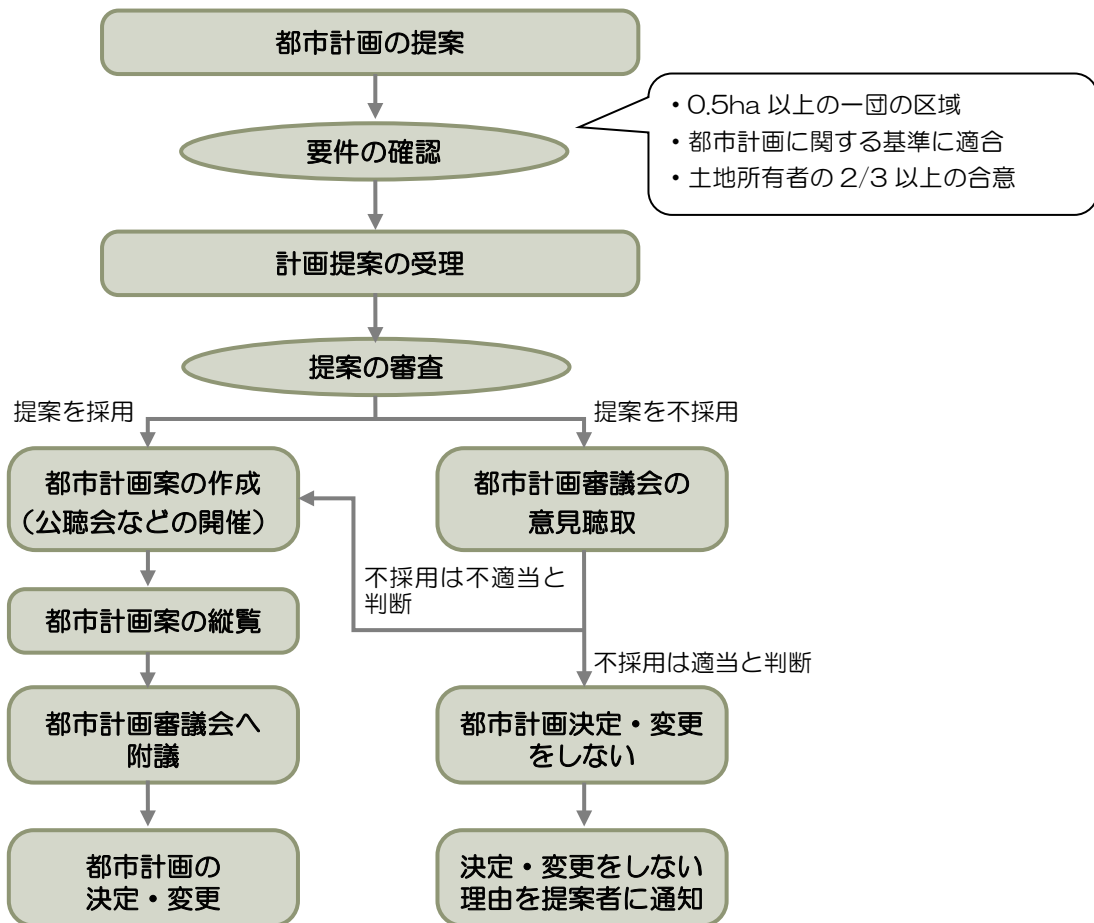


市民が主体となった活動の流れ

都市計画の提案制度とは

「都市計画提案制度」とは、土地の所有者、まちづくり NPO、民間事業者などが、一定規模以上の一団の土地について、土地所有者の 3 分の 2 以上の同意等一定の条件を満たした場合に都市計画の提案をすることができる制度です。市は、総合計画や都市計画マスタープラン、その他各種関連計画との整合性から、提案された内容の妥当性を検討し、必要に応じて都市計画の決定又は変更を行います。

都市計画提案制度は、市民が主役のまちづくりにおいて重要な機能を果たすことから、制度活用に向けて市民などへの周知に努めます。



都市計画提案制度の流れ

2. 実現化に向けた取り組み

2-1 短期的な取り組み

都市拠点においては、立地適正化計画に基づく居住の誘導、都市機能の誘導に向けた、地域地区の見直しなどを行うことにより、市の中心部としてふさわしい拠点形成を図ります。

地域拠点においては、市民が日常的に生活しやすい拠点となるよう、地域の核となる拠点形成を図ります。

産業拠点においては、インターチェンジ周辺という交通利便性を活かした、企業誘致・集積を図ることにより、地域産業の振興に努めます。

ネットワークにおいては、現状の公共交通網の維持に努めるとともに、都市計画道路の見直しや、周辺市町との交流を促進する交通基盤の整備を図り、必要に応じて国道・県道整備の要望を検討します。

安全な都市の形成に向けて、事前防災に関する取り組みの推進や、市民および市職員の意識醸成のための防災教育などの取り組みを検討します。

2-2 中長期的取り組み

都市拠点においては、立地適正化計画に基づく居住および都市機能の適切な誘導を図り、立地の緩やかなコントロールを行うとともに、地域の魅力を活かした中心市街地の活性化や賑わい回復に努めます。

地域拠点においては、生活基盤の維持を図るとともに、豊富な自然や景観文化資源などの特色を活かした、豊かでうるおいのある集落地形成を図ります。

ネットワークにおいては、拠点間を繋ぐ国道・県道整備の要望や、生活道路などの整備を推進します。

安全な都市の形成に向けて、河川整備や砂防整備などのハード整備を検討するとともに、ソフト施策として、地域コミュニティの維持・活性化に向けた支援や、防災意識の維持・向上を図ります。

3. 実現に向けた手法

3-1 土地利用における都市計画の手法の活用

(1) 地域地区などの見直し

- 近年、用途地域の指定のない区域において、市街化が進行している地区があるため、都市計画マスタープランで定めた将来都市構造や土地利用の方針に基づき、用途地域の見直しを検討します。また、用途地域の指定区域においても、土地利用の方針に沿った地域地区の見直しが必要となります。

見直しの一例

想定される状況	見直しの方向性
商業系・工業系用途地域であるが、低層住居として利用すべき地区	住居系用途地域に変更、又は、高度地区指定によって高さ規制の導入を検討
用途地域外で市街化が進んでいる地区	都市基盤、農業関連基盤の整備状況などを考慮して用途地域の指定を検討
保全すべき丘陵地など	緑地保全地域や風致地区の指定を検討

(2) 限定的な規制・誘導手法の有効活用

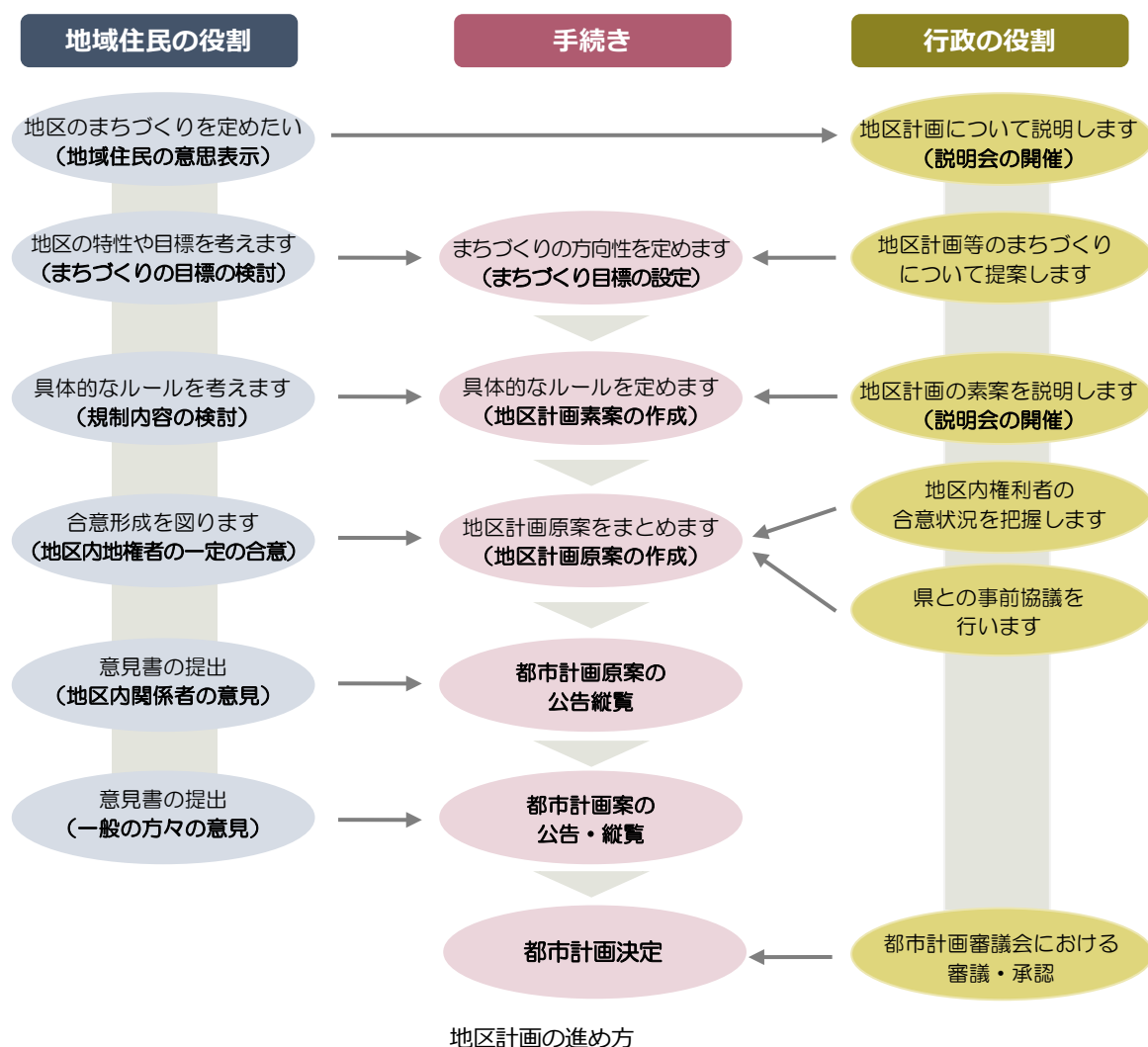
- 用途地域の指定のない区域のうち、大規模集客施設、危険性の高い工場、又は風俗施設などの立地を制限する必要がある地区については、特定用途制限地域などの指定を検討します。
- その他の地区についても、周辺の自然環境と調和し、ゆとりある居住環境を創出する観点から、地域の状況や市民意向などを踏まえながら、適切な規制・誘導手法の導入を検討します。

■ 用途地域の指定のない区域における規制・誘導の手法

- 特定用途制限地域の指定
- 建ぺい率・容積率の見直し（ゆとりある敷地の確保）
- 建築物の敷地面積の最低限度の見直し（狭小な宅地造成の抑制）
- 緑地保全地域や風致地区の指定（身近な自然環境の保全）

(3) 地区計画制度の活用

- 地区や街区レベルでは、その特性に応じたきめ細かなまちづくりを行うために、市民との協働のもとに、地区レベルの基盤整備や、土地利用の誘導を図ることのできる地区計画の活用が有効です。地区計画は、地域住民と行政が協働して定めていきます。

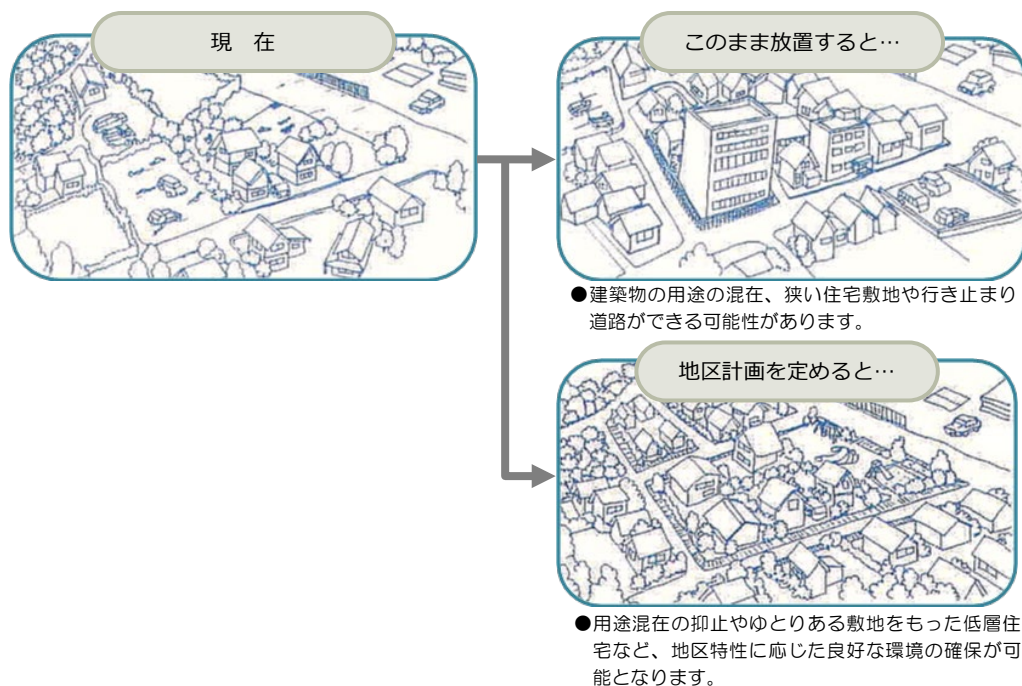


【地区計画で定めることのできるもの】

- 地区施設（生活道路、公園、広場、遊歩道など）の配置
- 建物の建て方や街並みのルール（用途、容積率、建ぺい率、高さ、敷地規模、セットバック、デザイン、生垣など）
- 保全すべき樹林地

【定める一例】

地区の居住環境を守るため、住宅以外は建てられないようにしたい	・住宅以外の用途を制限する ・建物の高さなどを制限する
ゆとりがあり、緑に囲まれた町並みを形成したい	・建物の壁面の位置を定め植栽空間を確保する ・垣、柵を生垣にする
地区内の道路が狭い	・建物の壁面の位置を定め歩行者空間を確保する ・新しい地区内道路の位置と規模を定める



地区計画制度の活用イメージ

3-2 個性的な景観づくりのための自主的なルールを活用

低層のゆとりある住宅や緑豊かな生垣のある町並み、歴史資源を活かした町並みなど、地域の個性が随所に感じられる環境の創出を図るには、地域や市民の合意に基づくルールが必要です。このような自主的なルールとしての建築協定、緑地協定の活用促進や、都市景観のあり方についての検討に努めます。

(1) 建築協定

- 建築協定は、住宅地などの良好な環境を形成するために、建築基準法に基づき、土地や建物の所有者同士、又はそれらの所有者と建設業者などとの間で、建築物に関する基準（用途、敷地、形態意匠など）について、建築基準法の制限に上乗せして独自の基準をつくり、協定として定めるものです。

■ 建築協定の内容

- 土地の区域（建築協定区域）
- 建築物に関する基準（建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備に関する基準）
- 協定の有効期間
- 協定違反があった場合の措置

(2) 緑地協定

- 都市緑地法に基づき、自分たちの住むまちを良好な環境としていくために話し合い、土地所有者などの全員の合意によって、緑地の保全・緑化に関する協定を定めるものです。

■ 緑地協定の内容

- 土地の区域（緑地協定区域）
- 緑地の保全または緑化に関する事項のうち必要なもの（保全または植栽する樹木などの種類・場所、管理に関する事項、保全または設置する垣または柵の構造、緑地の保全または緑化に関する事項など）
- 協定の有効期間
- 協定違反があった場合の措置

(3) 都市景観のあり方の検討

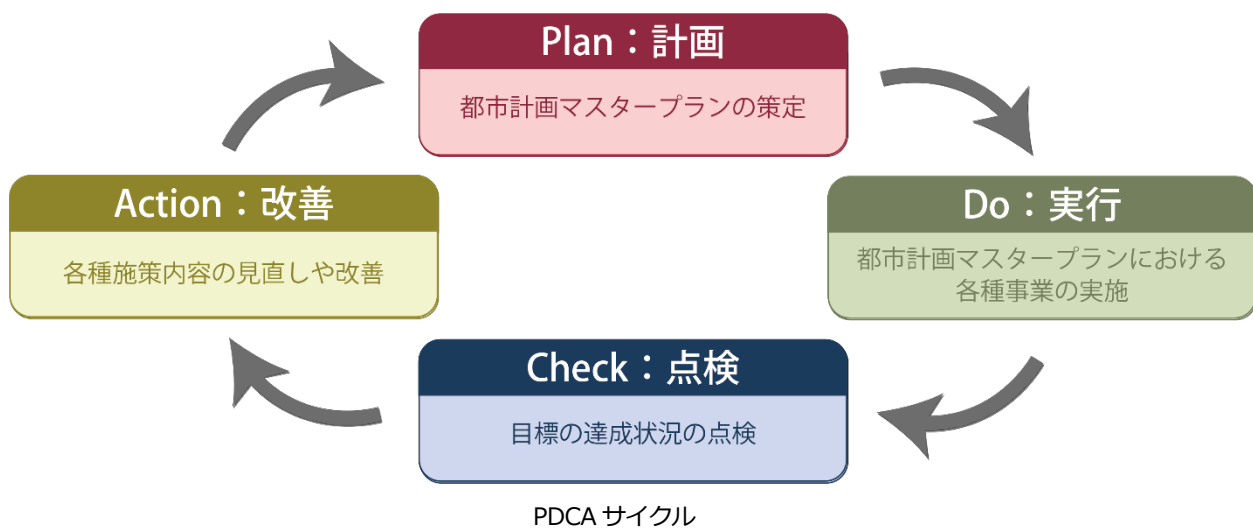
- 本市には、都市空間と一体となった河川景観や自然景観など、魅力的な景観資源が数多く残されており、これらの資源を活かした都市景観のあり方についての検討に努めます。

4. 施策の進行管理

4-1 PDCA サイクルによる進行管理

都市計画マスタープランは、おおむね 20 年後を目標にした長期的な構想です。社会・経済情勢の変化に応じて、計画的な運用を行うためには、まちづくりの進捗状況などを踏まえ、市民の意見を反映しながら、計画立案（Plan）→実行（Do）→点検（Check）→改善（Action）という継続的なサイクルが欠かせません。市民と行政は、それぞれの段階に応じた役割を主体的に果たすことが重要となります。

また、社会・経済情勢の変化とともに、上位計画である豊後大野市総合計画の見直しに応じて、地域の実情を踏まえながら、必要に応じた柔軟な見直しを行っていきます。





■ あ行

空家等対策計画	空き家等に対し、所有者による適切な管理の促進、増加の抑制、安全で快適な環境づくりに取り組む、市が定めた計画のこと。市民が、安全にかつ、安心して暮らすことのできる生活環境を確保するとともに、空き家などを利活用して、定住・移住につなげる取り組みの推進を目的としている。
アクセス	その場所に接近すること、また、交通の便のこと。
NPO (Non-Profit Organization)	営利目的ではない目的の実現のために活動する組織のこと。市民による自主的なまちづくりや自然環境保全などの盛り上がりなどを背景に、市民の非営利組織を示すものとしてNPOという言葉が広く用いられるようになった。
延焼遮断帯	道路、河川、鉄道、広場など、火災の延焼を防止するための不燃空間のこと。

■ か行

開発許可	都市計画法に基づく開発行為などに対する許可制度で、都市計画区域の無秩序な市街化を防止し、良好な都市環境を確保するための都市計画制限のこと。また、一定の開発行為については、都市計画区域の内外にかかわらず許可の対象となり、適正な都市的土地利用の実現のための役割を果たす。
開発行為	主として建築物の建築または特定工作物（ゴルフコースやコンクリートプラントなど）を建設するために行う土地の区画形質の変更のこと。なお、土地の区画形質の変更とは、宅地造成に伴う公共施設（道路など）の新設・廃止・付け替えや切土・盛土または宅地以外の地目を宅地に変更することなどをいう。
幹線道路	都市の骨格を形成する道路または都市間を連絡する道路のこと。
既成市街地	一般には、都市において既に建物や道路などが整備されて、市街地が形成されている地域のこと。都市計画法では、人口密度40人/ha以上の地区が連たんする地域で、地域内の人口が3,000人以上となっている地域およびこれに接続する市街地をいう。
既存ストック	既に整備された道路や橋、公共建造物などの公共施設のこと。
基盤整備	道路、公園、上下水道などの公共施設整備のこと。
協働	行政、市民、事業者、NPOなどが対等な関係を結び、適切な役割分担のもとに連携し協力し合うことをいう。
居住誘導区域	立地適正化計画で定める、居住を誘導すべき区域のこと。人口減少の中にあっても一定の区域において人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保される。
グリーンインフラ	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方のこと。
景観形成重点地区	景観計画の区域のうち、市を代表する景観を有し、特に重点的・先導的に景観を保全し、又は形成する必要がある地区のこと。

建築協定	建築基準法に基づき、住宅地の居住環境や商店街としての利便性などを維持増進していくため、土地の所有者などの合意によって建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠などに関して定める協定のこと。
公共公益施設	道路、公園、下水道などのまちの骨格を形成するような施設や教育施設、集会所などの住民生活に必要な施設のこと。
公共施設等総合管理計画	地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画のこと。
交通需要マネジメント	自動車利用者に時間、経路、交通手段や自動車の利用法の変更などを促し、交通混雑の緩和をはじめとする交通問題の解決を図る手法のこと。
コミュニティ	地域社会やある共通の意識によりつながっているまとまり、また、地域共同体などをいう。
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることをいう。

■ さ行

里山	人里及び都市周辺にある生活に結びついた低山、丘陵、森林などのこと。
ジオサイト	地球の活動がわかる地質や地形がある場所のこと。
準防火地域	建築物などの防火性能を集団的に向上させ、火災の延焼拡大を抑制するために指定された地域のこと。
ストック	既に整備された道路、公園などの公共施設及び建築物や宅地などが蓄えられていること。
総合計画	まちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、行政運営の総合的な指針として地方公共団体が策定する計画のこと。

■ た行

地域地区	都市計画法に基づく都市計画の種類の一つである。都市計画区域及び準都市計画区域内の土地を、その利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域または地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。
地区計画	住民の意向を反映しながら、地区の特性に応じたきめ細かい計画を定め、建物などを規制・誘導し、当該地区にふさわしいまちづくりを総合的に進めるための制度のこと。
低未利用地	空き地などの、適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、農地などの、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い「低利用地」の総称のこと。土地基本法第13条第4項にて規定される。
テレワーク	ICT技術を活用した、場所や時間にとらわれない、柔軟な働き方のこと。「tele = 離れた所」と「work = 働く」をあわせた造語をいう。
特定用途制限地域	都市計画法に基づく地域地区の一つである。都市計画区域及び準都市計画区域内の用途地域が定められていない地域（市街化調整区域を除く）において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物などの用途を定める制度のこと。

特別緑地保全地区	都市緑地法第12条に規定される地区で、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限により現状凍結的に保全する制度のこと。なお、特別緑地保全地区に指定されると建築物その他工作物の新築、改築又は増築、宅地の造成などが規制されるため、土地所有者の土地利用に著しい支障をきたす場合は、県、市などがその土地を買入れることとなる。
都市計画区域	自然的、社会的条件や人口、土地利用、交通量などの現状と将来の見通しを勘案して一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域で県により指定された区域のこと。
都市計画 マスタープラン	都市計画法第18条の2の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。 住民にもっとも近い立場である市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、将来の都市構造、土地利用、地区別構想など、あるべき「まち」の姿を定めるものである。
都市再生特別措置法	急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上等を目的に平成14年に制定された法律のこと。平成26年の改正により、立地適正化計画の策定が可能となっている。
都市施設	道路、公園など都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称のこと。
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域のこと。
土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域のこと。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、道路・公園などの公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる事業のこと。

■ な行

南海トラフ	四国の南の海底にある水深 4,000m級の深い溝（トラフ）のこと。非常に活発で大規模な地震発生帯である。
-------	--

■ は行

ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲や避難場所等を地図化したものである。
バリアフリー	だれもが社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを取り除くこと。
風致地区	都市計画法に基づく地域地区の一つである。自然の景勝地、公園、緑豊かな低密度住宅地などの都市の風致を維持することを目的とした制度のこと。
復旧・復興まちづくり サポーター制度	「まちなかに堆積した土砂の排除」及び「復興まちづくりのための事前準備」についてノウハウを伝授できる地方公共団体の職員・OBを「復旧・復興まちづくりサポーター」として登録し、地方公共団体を支援する制度のこと。

復興事前準備	平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくこと。
防火地域	建築物などの防火性能を集団的に向上させ、火災の延焼拡大を抑制するために指定された地域のこと。

■ま行

マネジメント	英語で「管理」「経営」を意味する言葉で、組織等において目標を設定し、その目標を達成するために、限りある資源を効率的に活用すること。
モーダルシフト	トラック等の自動車で行われている、貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換すること。

■や行

用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一つである。都市内における土地の合理的利用を図り、市街地の環境整備、都市機能の向上を目的として建築物の用途、密度、形態などを規制・誘導する制度のこと。現在、13種類の用途地域がある。
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

■ら行

ライフスタイル	生活の様式・営み方のこと、また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方のこと。
---------	--



豊後大野市都市計画マスタープラン

令和4(2022)年3月 策定

発行 : 大分県 豊後大野市
編集 : 建設課 都市計画建設係

〒879-7198 大分県豊後大野市三重町市場1200 番地

TEL : (0974)22-1001 (内線 : 2363)

ホームページ : <https://www.bungo-ohno.jp>



大分県 豊後大野市

令和4年3月